

公認会計士・監査審査会の活動状況

令和2年5月

公認会計士・監査審査会

本冊子について

公認会計士・監査審査会令第2条の規定に基づいて定めた公認会計士・監査審査会運営規程第16条に基づき、令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）における公認会計士・監査審査会の活動状況を公表します。

読者の便宜を図るために、一部、平成31年3月31日以前の情報及び令和2年4月1日以降の情報も記載しています。

なお、令和元年度及び本年度とは、平成31年4月1日～令和2年3月31日を指し、令和元事務年度及び本事務年度とは、令和元年7月1日～令和2年6月30日を指します。

○公認会計士・監査審査会運営規程

第16条 審査会は、毎年度終了後、当該年度における各種措置及び検査実施件数等の活動状況を公表するものとする。

《本冊子に対するご意見等の連絡先》

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室総務係
03-3506-6000(内線 2440)

目 次

はじめに	1
------------	---

【本編】

第1章 組織

1. 公認会計士・監査審査会	3
2. 事務局	3

第2章 監査事務所に対する審査及び検査等

1. 概説	5
2. 監査事務所等モニタリング基本方針等	7
(1) 監査事務所等モニタリング基本方針	7
(2) 監査事務所等モニタリング基本計画	9
3. 監査事務所に対する審査及び検査の状況	12
(1) 協会による品質管理レビューの状況	13
(2) 品質管理レビューに対する審査の状況	13
(3) 監査事務所に対する報告徴収の状況	14
(4) 監査事務所に対する検査の状況	15
(5) 検査結果	16
(6) 金融庁長官に対する勧告の状況	16
(7) 外国監査法人等に対する検査・監督の状況	17
4. 審査及び検査等に係る情報発信	18
(1) 「令和元年版モニタリングレポート」の作成・公表	18
(2) 「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表	19
5. 関係機関との連携	20
(1) 金融庁関係部局との連携	20
(2) 協会との連携	21
(3) 金融商品取引所との連携	21
(4) 日本監査役協会との連携	21
6. 令和元事務年度の課題に対する取組	21
(1) ガバナンス等の経営管理態勢の検証	21
(2) 監査をめぐる動向を踏まえた状況把握	22
(3) オフサイト・モニタリングの強化	22
(4) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携	23
(5) ITを活用した監査とサイバーセキュリティ対策等の状況把握	23
(6) 情報発信の強化	24
(7) モニタリング実施態勢の充実	24

第3章 公認会計士試験の実施

1. 概説	25
(1) 試験制度の概要	25
(2) 現行試験の概要	25
(3) 受験願書等のインターネット受付	28
2. 公認会計士試験の実施状況	28
(1) 令和元（平成31）年公認会計士試験	28
(2) 令和2年公認会計士試験	30
3. 公認会計士試験に係る情報発信等	30
4. 今後の課題	31
(1) 公認会計士試験の公平かつ円滑な実施	31
(2) 公認会計士試験受験者増への取組	31

第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 制度の概要	32
2. 事案の概要	32

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動	34
(1) 設立の経緯	34
(2) 組織	35
(3) 活動状況	36
(4) 日本 IFIAR ネットワーク	40
2. 二国間での協力	40
3. 今後の課題	41

【資料編】

1 公認会計士・監査審査会関連資料

- 1-1 公認会計士・監査審査会発足の経緯…………… 44
- 1-2 第6期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿…………… 46
- 1-3 公認会計士・監査審査会の開催状況…………… 47

2 審査及び検査関連資料

- 2-1 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続…………… 50
- 2-2 監査事務所等モニタリング基本方針－監査の実効性の更なる向上
を目指して…………… 51
- 2-3 令和元事務年度監査事務所等モニタリング基本計画…………… 58
- 2-4 公認会計士・監査審査会の勧告一覧…………… 70
- 2-5 清流監査法人に対する検査結果に基づく勧告について…………… 71
- 2-6 監査法人大手門会計事務所に対する検査結果に基づく勧告につい
て…………… 75
- 2-7 外国監査法人等に対する検査監督の考え方…………… 78
- 2-8 検査結果事例集についての講演の実施状況…………… 81
- 2-9 公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上（抄）～大規模監査
法人を中心に～…………… 82

3 公認会計士試験実施関連資料

- 3-1 公認会計士試験制度の概要…………… 85
- 3-2 平成31年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について
（抜粋）…………… 86
- 3-3 令和元年公認会計士試験の合格発表について（抜粋）…………… 88
- 3-4 令和2年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の合格発表について
（抜粋）…………… 98
- 3-5 令和元年度の講演会の開催状況…………… 99

4 諸外国の関係機関との協力関連資料

- 4-1 第19回監査監督機関国際フォーラム（ギリシャ会合）について…………… 100
- 4-2 監査監督機関国際フォーラムによる検査指摘率削減の取組結果の
公表について…………… 103
- 4-3 監査監督機関国際フォーラムによる「2019年検査指摘事項報告書」
の公表について…………… 108
- 4-4 IFIAR 本会合開催実績…………… 113
- 4-5 IFIAR 検査ワークショップ開催実績…………… 114
- 4-6 日本 IFIAR ネットワーク会員…………… 115

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）は、平成16年4月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置されました。以来、監査品質に対する社会の期待がますます高まっている現状を踏まえ、公認会計士監査の質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上に努めております。

1. 本年度を振り返って

審査会は、平成31年4月から第6期目（平成31年4月～令和4年3月）に入り、新たな体制で活動を開始しております。

監査事務所に対する審査及び検査等（モニタリング）については、昨年5月に公表した第6期における「監査事務所等モニタリング基本方針-監査の実効性の更なる向上を目指して-」及び昨年7月に公表した「令和元事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」に基づき、監査事務所に対して報告徴収や検査を実施しています。本年度は、特に、各監査事務所のガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢が、監査の品質の確保・向上に資するものとなっているかに重点を置いた検証を行っています。また、審査会が実施したモニタリングの成果を関係者のみならず広く一般に提供し、会計監査への関心や意識を高めていただくとの観点から、「令和2年版モニタリングレポート」及び「監査事務所検査結果事例集（令和2事務年度版）」を作成中であり、本年7月頃に公表の予定です。

公認会計士試験については、着実な業務の遂行に努め、令和元年（平成31年）公認会計士試験を無事実施いたしました。願書提出者数は平成28年試験以降4年連続して増加しており、これに伴い合格者数も増加しています。願書提出者数の増加は、試験に関する情報提供の充実などに努めた結果、若年層を中心に関心が高まっていることのほか、年々利用率が高まっているインターネット出願の導入に伴う出願時の利便性の向上も功を奏しているものと考えております。

企業の積極的な国際展開を背景に、監査業務のグローバル化がめざましく進展する中、審査会は、諸外国の監査監督当局との協力・連携の構築及び強化を積極的に進めてまいりました。特に、現在、東京に事務局が置かれている「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）」の活動を通じて、審査会は金融庁と共に会計監査に関する国際的な制度・運用の把握や、グローバルな監査品質の向上に係る国際的な議論への積極的な貢献を続けてまいりました。平成31年4月にギリシャで開催された第19回本会合では、代表理事国として監査の未来や在り方に関する議論に貢献するとともに、令和元年10月のグローバル監査品質ワーキンググループパリ会合では、6大監査法人ネットワークの代表者やメンバー当局と、監査品質向上に係る議論を活発に行いました。また、二国間の協力関係においても、各国と締結してきた情報交換枠組み等を活用して、国際的に活動する監査事務所に係る情報共有を行うなど、今後も審査会の審査・検査活動に資するとともに、当局間の連携を強化していきます。

2. 今後の課題

第6期審査会2年目となる令和2年度においては、上記のとおり、今年度重点的に実施した取組やこれまで取り組んできた実績を踏まえつつ、着実な業務の遂行に努めてまいります。

監査事務所に対するモニタリングについては、監査事務所をめぐる環境が年々大きく変化していることから、その変化に対応したモニタリングの実施に努めます。また、監査の品質の確保・向上を図り、業務の適正な運営を確保する主体は監査事務所であることから、監査事務所に自発的な改善行動を促すような実効的かつ効率的なモニタリングに取り組んでまいります。特に、各監査事務所のガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢については、その実効性を引き続き検証していきます。加えて、モニタリングの成果を関係者及び広く一般に提供していくため、モニタリングレポート等の内容の更なる充実に努めてまいります。

公認会計士試験については、願書提出者数の増加傾向を持続するためにも、引き続き、若年層や女性も含めて、より多くの人々に挑戦していただけるよう、公認会計士の使命・役割等をテーマとした講演を行って、公認会計士という資格・職業の魅力について、なお一層の情報発信を続けてまいります。

国内外における公認会計士・監査法人や被監査会社を取り巻く環境の変化に対応するため、IFIAR等での議論への積極的な参加や、海外監査監督当局との連携を通じて、海外における監査の在り方をめぐる議論の動向把握に努めてまいります。そして、より一層グローバルな監査品質の向上に貢献してまいります。

審査会はこれらの活動を通じ、監査の信頼性を確保することにより、日本の資本市場の信頼性の向上に努め、ひいては国際経済の健全な発展に貢献してまいります。

令和2年3月

公認会計士・監査審査会会長

櫻井久勝

第1章 組織

1. 公認会計士・監査審査会

審査会は、公認会計士法（以下、「法」という。）第35条第1項及び金融庁設置法第6条に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関である（平成16年4月設置。P44資料1-1参照）。

審査会は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命された、会長及び9人以内の委員により組織される。委員は非常勤であるが、うち1人については常勤とすることができる。任期は3年である（法第36条、第37条の2、第37条の3）。

会長及び委員は独立してその職権を行い、また、法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない（法第35条の2、第37条の4）。

平成31年4月1日に発足した第6期（平成31年4月～令和4年3月）においては、櫻井会長、松井常勤委員及び非常勤委員8名の計10名の構成で活動を行った（P46資料1-2参照）。

審査会の主な業務は以下のとおりである。

- ① 公認会計士、監査法人及び外国監査法人等（注）並びに日本公認会計士協会（以下、「協会」という。）に対する検査等
- ② 公認会計士試験の実施
- ③ 公認会計士及び監査法人に対する懲戒処分等の調査審議
- ④ 諸外国の関係機関との連携・協力

（注）外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者をいう（以下同じ。）。

2. 事務局

審査会には、審査会の事務を処理するために事務局が置かれている（法第41条第1項）。

事務局は、事務局長の下、総務試験室及び審査検査室で構成され、総務試験室は、公認会計士試験の実施、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議及び事務局全体の総合調整を所掌し、審査検査室は、監査法人等の監査又は証明業務及び協会の事務の運営状況についての審査並びに監査法人等及び

外国監査法人等並びに協会に対する検査を所掌している。

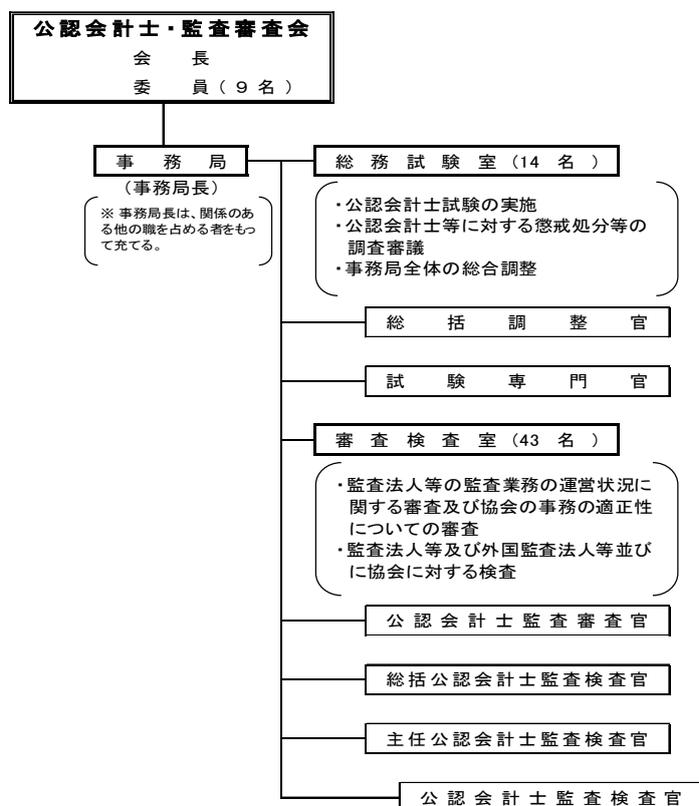
事務局の定員は、平成16年4月発足時40人であったが、その後順次増員され、令和元年度末の定員は、総務試験室14人及び審査検査室43人の計57人となっている。

《事務局の定員の推移》

(年度末ベース)

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24~27	28~29	30	R元
総務試験室	11	12	12	12	12	14	14	14	14	14	14	14
審査検査室	29	29	31	35	39	41	44	43	42	42	43	43
総括公認会計士 監査検査官	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
主任公認会計士 監査検査官	4	4	4	4	5	5	7	7	7	6	6	6
公認会計士 監査検査官	18	18	20	24	26	28	28	27	26	26	27	27

《公認会計士・監査審査会の機構図》



(注) 上図中 () 内は、令和元年度末における定員を示す。

第2章 監査事務所に対する審査及び検査等

1. 概説

資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する観点等から、平成15年6月の法改正により、監査法人等に対する監視・監督の機能の充実・強化策として、それまで自主規制として行われていた協会による監査法人等に対する品質管理レビュー（注）が法定化された。審査会は当該レビューの結果について協会から報告を受け、審査等を行い、必要があると認める場合には報告徴収及び検査を行うこととされた。

また、平成19年6月の法改正により、我が国金融資本市場の健全性を確保していくため、金融商品取引法による開示規制の対象となる外国会社等の監査を行う外国監査法人等が我が国当局の検査・監督の対象とされ、審査会が報告徴収及び立入検査を行うこととされた。

具体的には、審査会は、金融庁長官の権限のうち、

- ・協会による会員の法第2条第1項業務（監査又は証明業務）の運営状況の調査の結果報告の受理に関する事務（法第46条の9の2第2項）
- ・上記報告に関して行う協会、公認会計士・監査法人に対する報告徴収及び検査（法第46条の12第1項、第49条の3第1・2項）
- ・外国監査法人等に対する報告徴収、検査（法第49条の3の2第1・2項）

について委任されている（法第49条の4第2・3項）。

これらを受けて、審査会では、品質管理レビューに関する報告の審査等を行い、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、報告徴収、検査を行うこととしている（P50資料2-1参照）。

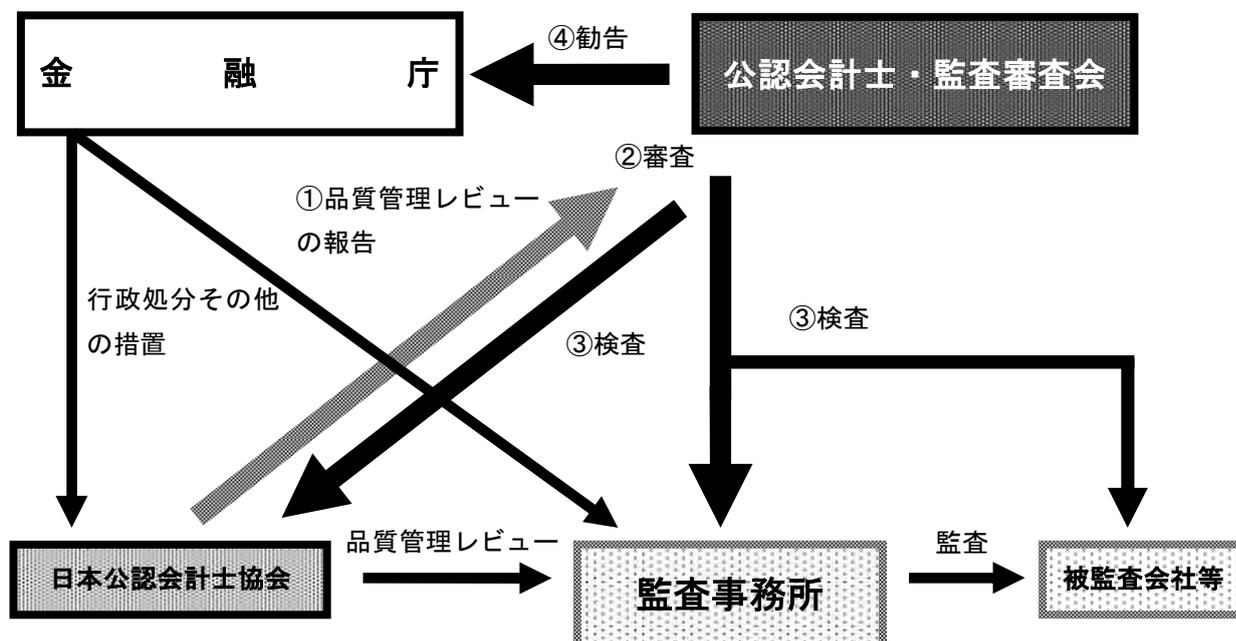
また、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告することとしている（法第41条の2）。

（注）品質管理レビュー

品質管理レビューとは、法により、「協会は、会員の第2条第1項の業務の運営の状況の調査を行う」（法第46条の9の2第1項）とされている。

具体的には、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が監査法人及び公認会計士事務所（以下、「監査事務所」という。）の行う監査の品質管理の状況を調査することとされている。

《審査及び検査の概要》



① 品質管理レビューの報告

協会は原則として3年に1度（状況に応じて短縮・伸長）、法令、監査基準等及び協会の会則・規則等への準拠状況を事後的に調査しており、審査会はその調査結果に関して報告を受ける。

② 審査

審査会は、協会から報告を受け、主として、協会の品質管理レビュー制度の運営が適正に行われているか、監査事務所の監査業務が適正に行われているかを確認する。

審査会は、審査の過程において、必要があると認めるときは、監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

③ 検査

審査会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査事務所（監査事務所の監査業務に係るある被監査会社等を含む）に対して検査を行う。

また、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査を行う。

④ 勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認めるときは、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

（注）外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、P17「3.（7）イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方」を参照。

2. 監査事務所等モニタリング基本方針等

(1) 監査事務所等モニタリング基本方針

審査会は、第5期まで（平成28年4月～平成31年3月）のモニタリング（注）の実績を踏まえつつ、監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図るという観点から、モニタリングを通じて監査事務所の行う監査の実効性の更なる向上を図るため、第6期（平成31年4月～令和4年3月）における「監査事務所等モニタリング基本方針－監査の実効性の更なる向上を目指して－」を策定し、令和元年5月17日に公表した（P51資料2－2参照）。

（注）モニタリングとは、検査を指すオンサイト・モニタリング及び報告徴収、ヒアリング、意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指すオフサイト・モニタリングの両方を包含したものをいう。

<基本方針の概要>

ア モニタリングの視点

審査会は、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度を踏まえた一層効果的なモニタリングを実施し、監査事務所自らの監査の品質の確保・向上を継続的に促すことで、資本市場における監査の信頼性の確保を図る。

また、モニタリングにより把握した有益な情報について、金融庁関係部局、協会、会計監査に関係する業界団体等と共有するほか、広く一般に向けても積極的に提供する。

イ モニタリングの目的及びその達成のための基本的な考え方

審査会が実施するモニタリングは、個別の監査意見の適否そのものを主眼とするものではなく、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促すとともに、監査事務所等の監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図ることを目的とする。このような目的を達成するため、業務の適正な運営の確保を図る主体が監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行う。

また、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているかなど、監査の品質の確保・向上に向け品質管理態勢が実効的なものとなっているかを重視する。

さらに、平成29年3月31日に金融庁から公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を採用している監査事務所において、ガバナンス等の経営管理態勢が業務の適正な運営の確保に資するものとなっているか、継続的にモニタリングを行う。

ウ オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会から品質管理レビュー結果の報告を受け、必要と認めるときは当該報告に関して報告徴収を行う。また、金融庁関係部局、協会、関係先との意見交換や連携、監査事務所との対話を通じて情報等を収集するとともに、問題意識を共有することとする。さらに、監査事務所の実態やリスクを的確に把握する観点から、このようなオフサイト・モニタリングにより収集した情報等の分析の強化に努める。

エ 検査基本方針

審査会は、監査事務所の態様や被監査会社のリスクの程度に応じたより効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、オフサイト・モニタリングとの一体的な運用により、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

大手監査法人（注1）については、大規模な上場会社の監査を多く行うなど資本市場において重要な役割を担っていることに鑑み、原則として毎年検査を実施する。

準大手監査法人（注2）については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っている一方、大手監査法人に比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられる。そのため、それらの整備状況を注視することとし、定期的に（原則として3年に一度）検査を実施する。

中小規模監査事務所（注3）については、品質管理レビューの結果、監査事務所の業務管理態勢及び上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

（注1）大手監査法人とは、上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人をいう。本年度報告では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人を指す。

（注2）準大手監査法人とは、大手監査法人に準ずる規模の監査法人をいう。本年度報告では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人を指す。

（注3）中小規模監査事務所とは、大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所をいう。

オ モニタリング情報の提供方針

監査の品質の確保・向上のためには、検査結果を監査事務所に示すだけでなく、モニタリングの成果を報告等の形で広く一般に提供し、会計監査への関心を高めていくことが重要であるとの観点から、更に情報の充実や見直しなどを行う。

(2) 監査事務所等モニタリング基本計画

審査会は、上記「監査事務所等モニタリング基本方針」を踏まえ、各事務年度におけるモニタリングの方向性を示すものとして、「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定している。

「令和元事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」については、

- ・ここ数年、不適切な会計処理等に関する適時開示を行った上場会社は増加の傾向にあり、会社の内部統制が十分に機能していない事例や、海外を含むグループ会社に対する管理が十分でない事例もみられ、被監査会社の内部統制を評価する際は、海外事業を含めた事業の特性や企業の置かれた環境を深く理解した監査手続の実施が一層重要となっているほか、内部統制の不備を発見した場合には、被監査会社に適時に報告することが求められていること
- ・最近の検査結果をみると、大手監査法人においては、本部品質管理部門と事業部との十分な連携等が課題となっているほか、中小規模監査事務所では、一部にリスクの高いと思われる上場会社に関する監査契約の新規の締結におけるリスク評価や監査実施態勢が十分でないものもみられること
- ・監査法人のガバナンス・コードを踏まえ、大手監査法人においては、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の助言、提言等を活用するなど、ガバナンスの実効性を確保するための取組を進めている。一方、準大手監査法人等においては、監査法人のガバナンス・コードを採用し、監督・評価機関を設置しているものの、独立性を有する第三者の知見を十分に活用できていないものがあるなど、その実効性の確保に課題がみられていること
- ・監査の品質の確保・向上のため、大手監査法人を中心に、監査業務のIT化を一層進めている。一方、被監査会社とのデータの交換が進んでいく中、海外において監査法人が保有するデータ等を標的としたサイバー攻撃による被害の事例も発生している。サイバーセキュリティ問題は監査法人にとって経営上の大きなリスクとなっており、IT化の進展に併せて、サイバーセキュリティの強化を確実に行っていく必要があること

等の情勢を踏まえ策定し、令和元年7月5日に公表した（P58 資料2-3 参照）。

<基本計画の概要>

ア オフサイト・モニタリングに係る基本計画

(ア) 報告徴収

A 大手監査法人及び準大手監査法人

大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、監査法人のガバナンス・コードを踏まえ構築した監査の品質の向上のためのガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢、ITを活用した監査手法、サイバーセキュリティ対策等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとする。また、監査業務において高度な専門知識やITの理解等を要する上場金融機関に対する監査態勢や審査態勢等の実態把握を行う。

B 中小規模監査事務所

監査事務所の適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、適時に報告徴収を実施する。その際、監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、トップの経営方針、収益・財務構造及び組織・人材といった項目等を重点的に検証する。

また、検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に報告徴収により、その対応状況等を把握し、必要に応じてヒアリングを実施する。

C 検査による指摘事項について早急に改善を要する場合

検査の結果、早急に改善をする必要があると認められた監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促すこととする。

(イ) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

協会の品質管理レビューの質は向上してきていると認められる一方で、レビューで指摘した不備の改善状況が次回のレビューで十分確認できているかという観点で課題がみられており、また、改善指導については、監査事務所の自主的な改善に資するものとするよう努めているものの、その効果については、今後検証していく必要がある。

審査会と協会との連携は、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上に有用であるため、より深度あるものとなるよう努めていく。また、審査会と協会は、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担に関して、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に議論を行っている。協会においては当該議論を踏まえて対

応を図ってきているところであるが、審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するという観点から、議論を継続していくこととする。

(ウ) 監査事務所に関する情報等の収集・分析等

監査事務所の最新の業務管理態勢や監査事務所・監査業界の抱える問題等を把握する観点から、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を行っているところである。トップを含む経営層は監査事務所の組織風土に大きな影響を与える存在であることから、こうした経営層との対話を今後も継続し、より深い議論が行われるように努める。なお、その際には市場関係者が有益な情報を得られるよう、監査事務所自らが開示する品質管理に係る情報の一層の充実や、積極的な情報発信を促すこととする。

また、金融庁関係部局、協会等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局、監査事務所のグローバルネットワークとの間の意見交換・連携などを通じた情報共有を一層強化することとし、さらに、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析態勢の向上に努めていく。

イ 検査基本計画

- ・業務管理態勢や品質管理態勢が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか
- ・トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応が監査事務所の業務管理態勢等にどのような影響を与えているか
- ・監査業務の実施において適切な職業的懐疑心を発揮しているか

の観点を重視し、以下のとおり、監査事務所の態様に応じた検査を行う。

(ア) 大手監査法人

資本市場における役割の重要性等を踏まえ、原則として毎年検査(通常検査とフォローアップ検査を交互に実施)を実施する。

本事務年度においては、トップの姿勢を含む経営管理態勢や業務管理態勢に一層重点を置いて検査を実施するほか、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築した態勢の実効性、監査に係る新規受嘱手続(特に大規模上場会社及びリスクの高い上場会社に係る手続)、海外事業を含めた企業の内部統制の評価、海外子会社を含むグループ監査の状況等の検証を行う。

(イ) 準大手監査法人

相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っている一方、大手監査法人と比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられることから、それらの整備状況を注視することとし、原則として3年ごとに検査を実施する。

本事務年度においては、監査品質の向上に向けたトップの姿勢を含めた経営層の認識や取組を把握するとともに、監査法人のガバナンス・コードを踏まえ構築した態勢の実効性、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証を行う。

(ウ) 中小規模監査事務所

監査事務所の品質管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性などを確認するとともに、それらに影響を与えるトップの認識や関与状況、業務管理態勢を検証する。検査先の選定に当たっては、協会の品質管理レビューの結果、被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討する。

本事務年度においては、不備が監査事務所のビジネスモデルに起因するものなのか、不備に対する改善の取組が形式的、対症療法的なものにとどまっていかに留意し、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢、監査リスクの高い上場会社の受嘱におけるリスク評価の適切性や監査実施態勢等の検証を行う。

3. 監査事務所に対する審査及び検査の状況

監査事務所は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査証明業務（法第2条第1項の業務）を行うほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の調製、財務に関する調査・立案、財務に関する相談の業務（法第2条第2項の業務）を行うことができる。

令和元年度末現在、公認会計士登録者数は31,793人である。このうち、大手監査法人に所属する公認会計士数は10,659人であり、34%を占める。監査法人数は245法人である。

(参考)

	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	R元年度末
公認会計士登録者数	28,286	29,367	30,350	31,189	31,793
うち大手監査法人	10,846	11,002	11,016	10,912	10,659
監査法人数	214	222	229	235	245

(1) 協会による品質管理レビューの状況

ア 平成30年度

協会による平成30年度の品質管理レビューは56件(監査法人46件(大手2件、準大手2件、公認会計士共同事務所5件を含む。)、公認会計士10件)実施されており、結論の状況は下表のとおりである。

《実施結果に基づく結論の状況(平成30年度)》 (監査事務所数)

区分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		結論の不表明		否定的結論		計
	(a)	a/e	(b)	b/e	(c)	c/e	(d)	d/e	
監査法人	42	91.3%	4	8.7%	—	—	—	—	46
公認会計士	7	70.0%	1	10.0%	—	—	2	20.0%	10
合計	49	87.5%	5	8.9%	—	—	2	3.6%	56

(注) 56件中51件に改善勧告事項がある。

イ 令和元年度

協会による令和元年度の品質管理レビューは84件(監査法人58件(大手2件、準大手2件、公認会計士共同事務所1件を含む。)、公認会計士26件)実施されている(下表のとおり。)

《品質管理レビューの実施状況》

品質管理レビュー 実施年月	元年							2年			合計
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
品質管理レビュー 実施監査事務所数	0	7	11	2	18	18	14	12	1	1	84

令和元年度の品質管理レビューのうち、審査会に対しては、令和2年3月31日までに、品質管理委員会で内容を承認された43件の報告が行われており、その結論の状況は以下のとおりである。

- ・ 限定事項のない結論42件(監査法人29件、公認会計士13件)
- ・ 限定事項付き結論1件(監査法人0件、公認会計士1件)

(2) 品質管理レビューに対する審査の状況

ア 審査

審査会は、協会から品質管理レビューの状況報告を受け、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査している。

具体的には、品質管理レビューの実施状況や監査事務所に対する必要な改善措置の指導状況を確認しているほか、品質管理レビューの結果（品質管理レビューの結論における否定又は限定事項の有無、品質管理レビューにおいて指摘している不備の内容等）や、監査事務所が協会に提出した改善計画書の内容等を分析している。

審査会では、これらの分析結果等を踏まえ、立入検査の必要性等を検討しているほか、協会との意見交換（P21「5. 関係機関との連携（2）協会との連携」を参照）を実施している。

なお、審査においては、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係機関から得た情報も活用している。

イ 平成30年度の品質管理レビューの分析結果

協会が平成30年度に実施した品質管理レビューに対する審査を実施した結果、

- ・リスク・アプローチを強化するために、監査事務所に対する過去の品質管理レビューの結果や、レビュー対象とする個別監査業務の選定段階におけるリスク評価を考慮して品質管理レビュー計画を立案し、レビュー開始後も把握したリスク情報に応じてレビュー期間を延長するなどの対応を行っていること
- ・個別監査業務の指摘を単なる文書化の不備にとどめずに、不備の実態を踏まえ監査手続上の指摘としている事例が増えてきていることなど、品質管理レビューの質の向上が図られている状況がみられた。

（3）監査事務所に対する報告徴収の状況

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対する継続的報告徴収

令和元事務年度においては、全ての大手監査法人及び準大手監査法人に対してガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証のため報告徴収を実施した（令和元年7月に実施）。また、報告徴収により得られた情報を用いて、検査対象となる監査法人の実態を事前に分析するとともに検査実施上の着眼点抽出の参考とするなど、効果的・効率的な検査の実施につなげたほか、大手監査法人及び準大手監査法人における品質管理活動の状況等の横断的な実態把握を行った。なお、今後も毎年定期的に報告徴収を実施する予定である。

イ 中小規模監査事務所に対する報告徴収

審査会は、「令和元事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」(P58 資料 2-3 参照)に基づき、中小規模監査事務所における品質管理レビューの改善状況の検証並びに経営管理態勢等の実態把握を行う必要があると認められた 31 監査事務所に対して報告徴収を実施した（令和元年 8 月に実施）。

《報告徴収実績》

	平成 30 事務年度報告徴収実績		令和元事務年度報告徴収実績	
	報告徴収 実施先数	平成 29 年度 品質管理レビュー 実施先数	報告徴収 実施先数	平成 30 年度 品質管理レビュー 実施先数
監査事務所	53	92	31	52
監査法人(注)	44	68	22	42
個人事務所	9	24	9	10

(注) 公認会計士共同事務所を含む。

報告徴収を実施するに当たり、平成 30 年度の品質管理レビューの結果を受理した中小規模監査事務所のうち、レビュー結果の重要性等を考慮して選定している。

ウ 検査実施後の改善状況の報告徴収（フォローアップ）

令和元事務年度においては、審査会が検査結果を通知した監査事務所のうち 2 件に対して検査における指摘事項の改善状況を確認するため報告徴収を実施した。

(4) 監査事務所に対する検査の状況

令和元事務年度の検査は、検査基本計画（前掲 2.（2）イ参照）に基づき、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所の態様に応じ実施している。

大手監査法人については、原則として 2 年に 1 度検査を実施し、また、当該検査の次事務年度にフォローアップ検査を実施することとしており、具体的には、通常検査 2 法人及びフォローアップ検査 1 法人に対し実施した。

準大手監査法人については、原則として 3 年に 1 度検査を実施することとしており、具体的には、2 法人に対して検査を実施した。

中小規模監査事務所については、必要に応じて検査を実施することとしており、具体的には、2 法人に対して検査を実施した。

検査に際しては、監査事務所に対して、不備の発生した直接的な原因のみならず、当該不備の根本的な原因の究明と本質的な対応を踏まえた有効な改善に向けた行動を促すことに資するよう検証を行った。

《直近5年間の検査の実施状況（着手ベース）》（令和2年3月31日現在）

年度/事務年度	27	28	29	30	R元
大手監査法人	2	4	4	4	3
準大手監査法人	1	2	2	1	2
中小規模監査事務所	6	5	3	5	2
外国監査法人	0	1	0	0	1
合計	9	12	9	10	8

（注1）平成28年7月から事務年度（7月～翌年6月）に変更。なお、平成28事務年度は変更期であるため、平成28年4月～6月分の実績も含んでいる。

（注2）令和元事務年度検査については、令和2年3月31日までに着手したものを計上している。

（5）検査結果

平成28事務年度の検査から、検査結果通知書に監査事務所の業務運営に関する総合評価を記載している（外国監査法人検査及びフォローアップ検査を除く。）。総合評価は5段階に区分されるが、最上位の区分である「概ね妥当である」とした法人はこれまでなく、監査事務所の品質管理の状況に応じて、「妥当でない点がある」以下の区分を付している（下記参照）。

なお、総合評価の詳細については、モニタリングレポートを参照のこと。

《平成28～令和元事務年度検査における総合評価の状況》

（令和2年3月31日現在）

区分	大手監査法人、 準大手監査法人	中小規模 監査事務所
概ね妥当である	-	-
妥当でない点がある	9	3
妥当でないもの	4	4
妥当でなく業務管理態勢等を 早急に改善する必要	-	3
著しく不当	-	4

（注）令和元事務年度検査については、令和2年3月31日までに検査結果通知書を交付したものを計上している。令和元事務年度全体を踏まえた総合評価の状況については、令和2年版モニタリングレポートにおいて記載を予定している。

（6）金融庁長官に対する勧告の状況

審査会は、検査を実施した結果、以下の監査法人の運営が著しく不当なものと認められたことから、金融庁長官に対し、法第41条の2の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した（これまでの勧告一覧P70資料2－4参照）。

- ・ 清流監査法人（令和元年 7 月 5 日。P71 資料 2－5 参照）
- ・ 監査法人大手門会計事務所（令和元年 12 月 6 日。P75 資料 2－6 参照）

（7）外国監査法人等に対する検査・監督の状況

ア 外国監査法人等の状況

外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者は、あらかじめ金融庁長官に届け出ることが求められている。外国監査法人等の状況は下表のとおり。

《外国監査法人等の状況》

（令和 2 年 3 月 31 日現在）

	国・地域数	外国監査法人等数
北米	2	9
中南米	2	8
欧州	15	47
アジア・大洋州	10	28
中東	1	1
計	30	93

イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方

審査会は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（P78 資料 2－7 参照）に基づき、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施している。

当該考え方及び基本指針においては、原則として 3 年に 1 度、外国監査法人等に対し報告徴収を実施し、提出された情報の分析を行い、監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか等について検査で確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等に対する検査を実施することとしている。ただし、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、相互主義が担保される場合には、審査会は、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は実施しないこととしている。

ウ 外国監査法人等に対する報告徴収

審査会は、上記イに示した考え方及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」に基づき、平成 30 事務年度においては、29 か国・地域、79 外国監査法人等

に対して報告徴収を実施した。また、一部の外国監査法人等の業務の状況について、当該外国監査法人等の所属する国の当局との情報交換枠組みに基づき、当該当局に対して情報提供依頼を行った。

(注) 情報交換枠組みについては、P40「第5章2. 二国間での協力」を参照。

エ 外国監査法人等に対する検査

審査会は、上記ウに示した、平成30事務年度に実施した報告徴収により外国監査法人等から提出された情報の分析結果や、外国監査法人等の所在国当局との連携を踏まえ、令和元事務年度に外国監査法人(1法人)に対する検査を実施した。

4. 審査及び検査等に係る情報発信

(1) 「令和元年版モニタリングレポート」の作成・公表

審査会は、監査及び会計の専門家だけでなく、市場関係者及び一般利用者に対しても、監査事務所の状況について分かりやすい形で情報提供するため、平成28年から毎年「モニタリングレポート」を作成、公表している。

これは、監査役等や投資者などの市場関係者だけでなく、より幅広い層に会計監査についての理解が深まることが重要であると考えているためである。

令和元年版では、平成30年版から構成の見直しを行ったほか、データのリニューアルや新規項目を追加するなどの改訂を行っている。本年版のポイントは次のとおりである。

- ・ 「Ⅰ. 監査業界の概観」
公認会計士、監査事務所、被監査会社などの現況を記載し、大手監査法人への監査の集中の状況など監査業界の全体像を俯瞰している。
- ・ 「Ⅱ. 審査会によるモニタリング」
直近3事務年度の検査における大手監査法人・準大手監査法人と中小規模監査事務所の総合評価の状況など審査会の活動状況(制度の概要、審査、報告徴収及び検査の状況)を記載している。
- ・ 「Ⅲ. 監査事務所の運営状況」
「監査法人のガバナンス・コード」の取組状況や、最新の会計監査人の異動状況などモニタリングを通じて把握した監査事務所の運営状況を記載している。
- ・ 「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応」

監査事務所における近時の重要な動向など監査をめぐる環境変化への対応状況を記載している。

令和元年版の全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」の「モニタリングレポート」から、「令和元年版モニタリングレポート」にアクセスすることにより、閲覧できる。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20190730-2/20190730-1.html>)

なお、英語版は令和元年12月に公表した。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/english/oversight/20191220/20191220.html>)

(2) 「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表

ア 検査結果事例集の作成・公表

審査会は、監査事務所に対する検査における指摘事例について、平成20年2月に「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」（平成24年から「監査事務所検査結果事例集」と改題）として取りまとめ、それ以降毎年改訂し、公表している。

このような事例集の公表は、審査会としての監査の期待水準を提示し、監査事務所による監査の品質の確保・向上に向けた自主的な取組を促すとともに、上場会社等の取締役・監査役等や投資者等の市場参加者に対する参考情報を提供することを目的としているものである。

令和元年7月30日に公表した令和元事務年度版の検査結果事例集では、最近の指摘事項を追加するとともに、不備が発生した背景もできるだけ記載するなどの改訂を行っている。改訂のポイントは次のとおりである。

- ・ 「Ⅰ. 業務管理態勢編（根本原因の究明）」
監査法人のガバナンス・コード等を踏まえた業務管理態勢の問題点に係る事例を追加している。
- ・ 「Ⅱ. 品質管理態勢編」
監査契約の新規の締結、専門要員の採用及び監査補助者に対する監督等について、品質管理態勢の問題点に係る事例を充実させている。
- ・ 「Ⅲ. 個別監査業務編」
上場会社による不正会計や海外グループ会社での会計問題の発生が引き続き注目されている状況に鑑み、「財務諸表監査における不正」及び「グループ監査」等において、指摘事例や留意点などの記載を充実させている。

本事例集の全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」から、『監査事務所検査結果事例集（令和元事務年度版）』の公表について（令和元年7月30日）」にアクセスすることにより、閲覧できる。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20190730-2/20190730-2.html>)

なお、英語版は令和元年11月に公表した。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/english/oversight/20191129/20191129.html>)

イ 検査結果事例集についての講演等の実施

審査会は、協会が実施する研修会等における会長や委員の講演に併せて、検査官による検査結果事例集についての説明等を行っている（P81資料2－8参照）。

令和元事務年度においては、監査の品質の確保・向上に向けた監査事務所における自主的な取組の促進のため、令和元年10月から令和2年1月にかけて協会本部及び全国10の協会地域会で計11回の講演を行った。

また、本事例集を参考にして、被監査会社における会計監査人とのコミュニケーションが積極的に行われるよう、監査役を対象とした日本監査役協会における講演を令和元年12月に2回行ったほか、内部監査人を対象とした日本内部監査協会における講演を令和2年1月及び2月に2回行った。

さらに、検査結果事例集が、監査事務所等において参考資料として積極的に活用されるよう、協会や日本監査役協会等の関係機関の機関誌等に改訂のポイント等を掲載するなど、内容の周知を図った。

5. 関係機関との連携

監査の品質の確保・向上を図るためには、監査事務所に対するモニタリングだけでなく、監査に関係する機関とも連携し、監査事務所をめぐる課題、問題意識の共有化を図ることが重要である。

このため、審査会は、金融庁内の関係部局だけでなく、協会及び金融商品取引所等の関係機関との意見交換を実施している。

(1) 金融庁関係部局との連携

個別監査業務の監査に関する問題点等については、対象企業の監督・検査等を行う金融庁関係部局と連携を行うことにより、より効果的・効率的な検査等が実施できると考えられる。このため、審査会は、上場会社の開示及び監査に関する問題点について証券取引等監視委員会と情報共有、意見交換を行い、モニタリングに活用した。また、監査法人の検査結果について金融庁関係部局と情報共有を行った。

(2) 協会との連携

審査会は、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上等を目的として、モニタリングを通じて把握した問題点等について、審査会検査官とレビューアーとの間で双方向の議論を行うなど、協会との情報共有や連携強化に取り組んでいる。

令和元事務年度においては、モニタリングを通じて把握した品質管理レビュー制度や監査事務所に関する問題点のほか、品質管理レビューの実効性向上策について意見交換等を実施した。

(3) 金融商品取引所との連携

審査会は、モニタリングを通じて把握した上場会社に共通してみられる内部統制上の問題点や監査人の異動状況等について、上場会社についての自主規制機能を担っている金融商品取引所と意見交換を行うなど、問題意識の共有に努めた。

(4) 日本監査役協会との連携

審査会は、企業財務情報の適正な開示を図るためには、監査人のみならず、企業のコーポレートガバナンス機能を担う監査役等との連携が重要であるとの観点から、監査役等と監査人とのコミュニケーションの状況を監査事務所に対する検査等において検証してきたところである。また、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードにより、監査役等の役割・責務がますます重要なものとなってきている。

こうしたことから、審査会は、日本監査役協会と、監査法人の業務運営に関する総合評価や監査役等と監査人とのコミュニケーションに関する課題等について令和元年10月に意見交換を実施した。また、日本監査役協会が主催する講演会等を通じ、検査における指摘事例や監査事務所の問題点等について、監査役等に対して情報提供を行うなどの連携を図った。

6. 令和元事務年度の課題に対する取組

(1) ガバナンス等の経営管理態勢の検証

審査会は、トップの姿勢を含む経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなど、監査の品質を持続的に向上させるための検証を行った。

審査会としては、監査法人のガバナンス・コードを採用している大手監査法人及び準大手監査法人等が、当該コードを踏まえて構築・強化したガバナンス態勢が監査品質の向上のために実効的なものとなっているかについて検証するとともに、金融庁関係部局との情報共有・連携を行い、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の機能を十分に発揮さ

せているかについても検証した。

その結果、全体としては、大手監査法人及び準大手監査法人において、独立第三者に必要な情報提供を行った上で意見を求めるようにするなど、独立第三者の知見の活用に向けた取組を進めている状況がみられた。

(2) 監査をめぐる動向を踏まえた状況把握

ア 海外子会社に係るグループ監査

上場会社においては、国内市場の成熟化に伴い、売上拡大を海外の事業展開に求めている中、海外子会社での会計問題が依然として多くみられる。このような状況を踏まえ、海外子会社に係るグループ監査の状況について、監査チームのみならず、監査事務所としての対応を検証した。

その結果、多くの監査事務所において、監査指示書の様式やマニュアルが整備される一方で、個別の事案において、被監査会社の海外の構成単位の監査人を往訪し説明を受けることで、構成単位の監査人が十分な検討を実施したと思込み、構成単位の監査人が計画したリスク対応手続についての情報を入手しておらず、その手続の適切性を評価していないなど、必要な監査手続が実施されていない事例もみられた。

イ 監査契約の新規受嘱

近時、大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所に監査人を交代する事例が多くみられるため、監査リスクの高い監査契約の新規受嘱について、リスク評価を適切に行っているか、リスク評価の結果を踏まえた監査実施体制を編成しているかなどの検証を行った。

その結果、監査リスクの高い企業について、前任監査人に比べ相当程度少ない監査時間を見積もっているが、当該見積もった監査時間の適否を十分に検討しないまま新規受嘱を行っている事例がみられた。

(3) オフサイト・モニタリングの強化

審査会では、効率的で実効性のあるモニタリングを実施するため、オフサイトの強化を図っている。近時の動向を踏まえ、監査業務のIT化などの監査業務をサポートする態勢や新規上場（IPO）会社に対する監査を含む監査契約の新規受嘱の方針などについて、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を実施した。また、金融庁関係部局、金融商品取引所及び日本監査役協会などと適時に意見交換を行うとともに、既述の監査事務所に対する報告徴収を実施した。収集した情報及び分析結果は、業界動向の把握や検査実施上の着眼点の抽出の参考とするなど、有効に活用した。

(4) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

審査会は、監査事務所に対する検査等を通じて、協会の品質管理レビューの有効性に関し検証を行っており、そこで把握した問題等を協会と共有し、品質管理レビューの実効性の一層の向上を促している。

平成 27 事務年度からは、審査会と協会との実務担当者レベルによる検討会において、品質管理レビューの課題等に関して双方向での議論を継続している。同検討会での議論等を踏まえ、協会はレビュー計画の弾力的な運用、リスクを踏まえた個別監査業務の選定などを行ってきている。さらに、個別監査業務の指摘内容を品質管理態勢の不備と結びつけるという意識も高くなっている。

また、同検討会では、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担に関して、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に議論を行っている。審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するよう更に議論を進めているところである。

(5) IT を活用した監査とサイバーセキュリティ対策等の状況把握

近時の監査業務においては、企業活動の複雑化・多様化・高度化に対応した効率的・効果的な監査を実施するために、IT の活用は必須となっている。このため、大手監査法人や一部の準大手監査法人では、監査品質の確保・向上を目指し、監査業務の IT 化を一層進展させている。

大手監査法人へのモニタリングの結果、所属するグローバルネットワークが開発した監査ツールを利用しているほか、各監査法人が独自に IT 活用に向け研究・開発を進めており、IT の専門家の積極的な採用・IT 活用のための教育など IT 人材育成に取り組んでいることが認められた。また、被監査会社のビジネスの理解や異常な仕訳の検知などを含むリスク評価のための AI（人工知能）及び定型的な監査手続や付随作業に RPA（事業プロセス自動化技術の一種）等を積極的に導入するなど、公認会計士を高度な判断が必要な業務に集中させることで監査品質を向上させようとする取組も認められた。

サイバーセキュリティ対策への取組状況の把握を行った結果、大手監査法人においては、専門の人員や部署を設け、所属するグローバルネットワークとの連携が図られている状況がみられた。準大手監査法人においては、昨年 10 月に実施された、金融庁主催による「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall IV）」に参加し、大規模インシデントの発生時の対応強化など、サイバーセキュリティ対策への取組がみられた。

(6) 情報発信の強化

令和元年版モニタリングレポートについては、市場関係者が監査に対する理解を深めることに資する観点から、審査会におけるモニタリングの結果や監査事務所の状況を反映させた。また、市場関係者だけでなく広く一般のより幅広い層に対して会計監査の理解が深まるように記載内容を見直すとともに、各界関係者への講演・説明会、関係雑誌等への寄稿など積極的な情報発信に努めた。

(7) モニタリング実施態勢の充実

審査会のモニタリングが、上記に掲げた監査事務所をめぐる課題や会計実務の国際化の状況などに適切に対応していくためには、人材確保、情報収集・分析の強化などモニタリング実施態勢の充実を図ることが重要である。令和元事務年度においては、内部業務の見直しにより検査人員の確保に努めるとともに、リスクベースに基づく効果的・効率的な検査に資するよう各種情報の収集・分析機能の向上を図った。

第3章 公認会計士試験の実施

1. 概説

(1) 試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法で行う（法第5条）ものであり、審査会が、毎年1回以上行うこととされている（法第13条第1・2項）。

現行の試験制度（新試験制度）は、平成15年の法改正において、試験の質を確保しつつ幅広い多様な者が受験しやすくすることを主な目的として大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

平成15年法改正による主な見直しの内容

- ①試験体系の簡素化
- ②試験科目の見直し
- ③試験科目の一部免除の拡大
- ④短答式試験の合格者に対する合格発表の日から2年間における短答式試験の免除制度の導入
- ⑤論文式試験の試験科目のうち一部の科目について相当と認められる成績を得た者に対する論文式試験の合格発表の日から2年間における当該科目の免除制度の導入

公認会計士試験に関する事務のうち、合格の決定、不正受験による合格の決定の取消し・受験の禁止、試験問題の作成・採点等を除く、試験監督等の試験実施事務については各財務局長等に委任している（法第49条の4第5項、同法施行令第36条）。

試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれている。試験委員は試験の執行（実施年）ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第38条第1・2項）。

(2) 現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式（択一式）及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場（全国11都道府県）で行う。なお、受験資格の制限は設けられていない（P85資料3-1参照）。

ア 短答式試験

- ・ 実施回数・時期
年2回（12月、5月）
- ・ 試験科目

必須 4 科目：財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

・ 合格基準

総点数の 70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1 科目につき、その満点の 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

《過去の合格得点比率》

平成 27 年		28 年		29 年		30 年		令和元年		2 年
第 I 回	第 II 回	第 I 回	第 II 回	第 I 回	第 II 回	第 I 回	第 II 回	第 I 回	第 II 回	第 I 回
60%	67%	67%	66%	71%	64%	70%	64%	63%	63%	57%

(注) 平成 27 年第 I 回、29 年第 II 回、令和元年第 II 回、2 年第 I 回試験を除き、1 科目につき満点の 40%未満のもののある者は不合格。

・ 短答式試験科目の全部又は一部免除

短答式試験合格者は、申請により、当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。

また、大学等において 3 年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者、会計専門職大学院修了者等についても、申請により試験科目の全部又は一部の免除を受けることができる。

《令和元（平成 31）年度の免除件数》

全部免除	司法試験合格者	67 件
	商学若しくは法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	10 件
一部科目免除	税理士資格取得者等	58 件
	会計専門職大学院修了者	120 件
	会計又は監査に関する実務経験者	6 件

イ 論文式試験

・ 実施回数・時期

年 1 回（8 月）

・ 試験科目

必須 4 科目：会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目：経営学、経済学、民法、統計学のうち 1 科目

・ 合格基準

52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合

格基準としている。ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお、論文式試験は、1人の答案を複数の試験委員が採点しており、試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整している。

《過去の合格点》

平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
52.0%	52.0%	52.0%	52.0%	52.0%	52.0%

(注) 1科目につき得点比率が40%未満のもののある者は不合格。

《合格者等の推移》

	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
願書提出者数	10,870	10,180	10,256	11,032	11,742	12,532
論文式合格者数	1,102	1,051	1,108	1,231	1,305	1,337
最終合格率	10.1%	10.3%	10.8%	11.2%	11.1%	10.7%

(注) 願書提出者数とは、第I回、第II回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

・ 論文式試験科目の一部免除

論文式試験のうち一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は、申請により、当該論文式試験に係る合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験の当該科目の免除を受けることができる(注)。

また、大学等において3年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等についても、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

(注) 試験科目のうち一部の科目について、同一の回の論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を一部科目免除資格取得者としている。

《令和元(平成31年)年度の免除件数》

税理士資格取得者	12件
司法試験合格者	66件
不動産鑑定士試験合格者	4件
商学、法律学若しくは経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	10件

(3) 受験願書等のインターネット受付

受験者等の利便性向上のため、公認会計士試験の受験願書の提出等の手続について、平成 29 年第 I 回短答式試験からインターネット受付サービスを導入している。

令和 2 年試験の願書受付件数に占めるインターネット受付件数の割合は 7 割を超えている。

《インターネット受付サービスの利用状況》

		願書受付件数 (a)	うち、インターネット受付件数 (b)	利用率 (b/a)
平成 29 年	第 I 回	7,818 件	3,470 件	44.4%
	第 II 回	8,214 件	3,700 件	45.0%
平成 30 年	第 I 回	8,373 件	5,157 件	61.6%
	第 II 回	8,793 件	5,313 件	60.4%
令和 元年	第 I 回	8,515 件	6,280 件	73.8%
	第 II 回	9,531 件	6,787 件	71.2%
令和 2 年	第 I 回	9,393 件	7,313 件	77.9%
	第 II 回	10,191 件	7,707 件	75.6%

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 令和元（平成 31）年公認会計士試験

令和元（平成 31）年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

《令和元（平成 31）年公認会計士試験実施スケジュール》

区 分	願書受付開始	願書受付締切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短答式	平成 30 年 8 月 31 日	(インターネット出願) 平成 30 年 9 月 20 日	平成 30 年 12 月 9 日	平成 31 年 1 月 18 日
		(書面による出願) 平成 30 年 9 月 14 日		
第 II 回 短答式	平成 31 年 2 月 8 日	(インターネット出願) 平成 31 年 2 月 28 日	令和元年 5 月 26 日	令和元年 6 月 21 日
		(書面による出願) 平成 31 年 2 月 22 日		
論文式	—	—	令和元年 8 月 23 日 ～25 日	令和元年 11 月 15 日

＜試験結果の概要＞

区 分	令和元(平成 31)年試験	平成 30 年試験
願書提出者数(a)	12,532 人	11,742 人
短答式試験受験者数	10,563 人	10,153 人
短答式試験合格者数	1,806 人	2,065 人
論文式試験受験者数	3,792 人	3,678 人
最終合格者数(b)	1,337 人	1,305 人
合格率(b/a)	10.7%	11.1%

※令和元(平成 31)年試験の短答式試験免除者は 1,986 人。

ア 願書提出者

令和元年公認会計士試験の願書提出者は、12,532 人となっており、前年の 11,742 人に比べ 790 人 (6.7%) 増加した。

イ 短答式試験合格者

- ・短答式試験受験者 10,563 人 (注) (第 I 回 8,515 人 第 II 回 7,545 人)
 - ・短答式試験合格者 1,806 人 (第 I 回 1,097 人 第 II 回 709 人)
- (P86 資料 3 - 2 参照)

(注) 第 I 回、第 II 回のいずれも受験した受験者を名寄せして集計した短答式の受験者

ウ 論文式試験合格者 (最終合格者)

- ・論文式試験受験者 3,792 人
 - うち令和元 (平成 31) 年の短答式試験合格者 1,806 人
 - 短答式免除者 1,986 人
 - ・最終合格者 1,337 人 (合格率 10.7% (1,337 人/12,532 人))
 - (論文式試験合格率 35.3% (1,337 人/3,792 人))
- (P88 資料 3 - 3 参照)

なお、次回以降の 2 年間で論文式試験の一部科目について免除を受けることができる科目免除資格取得者 (注) は 487 人 (属人ベース) となった。

合格者を年齢別にみると、30 歳未満が全体の 82.3% を占め、平均年齢は 25.2 歳であった (最高年齢は 62 歳、最低年齢は 18 歳)。

また、合格者を職業別にみると、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が 921 人（構成比 68.9%）、「会社員」が 83 人（構成比 6.2%）であった。

なお、女性の合格者は 315 人（構成比 23.6%。新試験施行以来過去最高値）となっている。

（注）論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は 55.9%。

（2）令和 2 年公認会計士試験

令和 2 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

《令和 2 年公認会計士試験実施スケジュール》

区 分	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	令和元年 8 月 30 日	(インターネット出願) 令和元年 9 月 19 日	令和元年 12 月 8 日	令和 2 年 1 月 17 日
		(書面による出願) 令和元年 9 月 13 日		
第 II 回 短 答 式	令和 2 年 2 月 7 日	(インターネット出願) 令和 2 年 2 月 27 日	令和 2 年 5 月 24 日	令和 2 年 6 月 19 日 (予定)
		(書面による出願) 令和 2 年 2 月 21 日		
論 文 式	—	—	令和 2 年 8 月 21 日 ～23 日	令和 2 年 11 月 13 日 (予定)

（注）令和 2 年 3 月末時点のスケジュール。新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況を踏まえた実施方針として、第 II 回短答式試験については 8 月下旬に、論文式試験は 11 月上中旬に延期して実施する予定である旨を令和 2 年 5 月 15 日に公表している。

＜第 I 回短答式試験の試験結果の概要（令和元年 12 月 8 日実施）＞

- ・ 願書提出者 9,393 人
- ・ 答案提出者 7,245 人
- ・ 短答式試験合格者 1,139 人

＜第 II 回短答式試験の出願状況（令和 2 年 5 月 24 日実施）＞

- ・ 願書提出者 10,191 人

3. 公認会計士試験に係る情報発信等

「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」において、「大学生、高校生向けの講演をはじめ、その他広報活動等を協会とも連携して実施する。」とされているよ

うに、審査会では、公認会計士という職業への関心を高め、公認会計士試験受験者の裾野拡大を図る観点から、主に大学生・高校生等若年層に向けた広報活動に努めている。

具体的には、全国の大学・高等学校等で、会長・常勤委員等が、公認会計士の社会的役割や活躍領域の拡大、会計監査の意義等をテーマとした講演を行っており、令和元年度においては、大学 19 校（うち 1 校は近隣の高校 7 校の生徒も参加）、高校 1 校で講演を実施した。（P99 資料 3－5 参照）。また、大学生等が公認会計士の実務を具体的にイメージできるよう、審査会検査官等の実務家による講演にも取り組んだ。さらに、令和元年度においては、より受験者の裾野拡大を図るため、教育委員会等を通じ、高校生に対する講演実施のための広報活動を行った。

また、情報発信を充実させる観点から、公認会計士の業務や当年度の試験の実施概要等を掲載した試験パンフレットを毎年作成しており、上記講演等において配布したほか、審査会ウェブサイトに掲載した。

なお、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、試験問題に加えて受験者数、合格者数、得点階層分布等、試験結果の詳細について情報提供を行った（P86 資料 3－2、P88 資料 3－3、P98 資料 3－4 参照）。

4. 今後の課題

公認会計士試験を運営・実施していく上での基本的課題は、試験を公平かつ円滑に実施するとともに、我が国経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促していくことである。

（1）公認会計士試験の公平かつ円滑な実施

公認会計士試験実施に当たっては、公平かつ円滑に実施する必要があるため、試験問題の作成・採点を行う試験委員の選任や問題作成に当たっての事務局によるサポート、財務局等による各試験の適切な実施等の一連の試験運営に当たり、引き続き様々な点に細心の注意を払い、万全な態勢で取り組んでいく必要がある。

また、公認会計士試験における透明性・信頼性を確保するため、試験結果については、積極的な情報提供を引き続き行っていく必要がある。

（2）公認会計士試験受験者増への取組

願書提出者の増加傾向を持続するため、資本市場における会計・監査の重要性、公認会計士の使命、さらには、監査業務以外の活躍フィールドの拡大といった公認会計士の魅力等について、全国の大学・高等学校等における講演活動等を積極的に行うなど、公認会計士試験受験者の裾野拡大に向けての広報活動の充実に、引き続き取り組んでいく必要がある。

第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 制度の概要

金融庁長官が公認会計士及び監査法人に対して懲戒処分等（注1）をするとき（審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令は除く。）には、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

《調査審議の概要》



（注1）懲戒処分等は、公認会計士及び監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、公認会計士等が法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

（注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。

2. 事案の概要

令和元年度において、金融庁から意見を求められ、審査会が調査審議を行った事案は2件であり、それらの概要は以下のとおりである。

《審議状況》

	審議を行った審査会	処分対象
事案1	第363回審査会（元年5月16日）	公認会計士4名
事案2	第375回審査会（元年11月21日）	公認会計士2名

事案1

税理士法の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（4名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和元年5月24日に当該公認会

計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 懲戒処分の概要 (金融庁公表資料より)

(1) 処分内容

- ・ 公認会計士 1 名
業務停止 4 月 (令和元年 5 月 28 日から令和元年 9 月 27 日まで)
- ・ 公認会計士 1 名
業務停止 3 月 (令和元年 5 月 28 日から令和元年 8 月 27 日まで)
- ・ 公認会計士 1 名
業務停止 3 月 (令和元年 5 月 28 日から令和元年 8 月 27 日まで)
- ・ 公認会計士 1 名
業務停止 3 月 (令和元年 5 月 28 日から令和元年 8 月 27 日まで)

(2) 処分理由

上記 4 名の公認会計士は、財務大臣から税理士法の規定に基づく税理士業務の停止処分 (それぞれ 6 月、1 年 10 月、8 月、8 月) を受けた。当該事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 2

税理士法の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士 (2 名) に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和元年 11 月 28 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 懲戒処分の概要 (金融庁公表資料より)

(1) 処分内容

- ・ 公認会計士 1 名
業務停止 4 月 (令和元年 12 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日まで)
- ・ 公認会計士 1 名
業務停止 1 月 (令和元年 12 月 2 日から令和 2 年 1 月 1 日まで)

(2) 処分理由

上記 2 名の公認会計士は、財務大臣から税理士法の規定に基づく税理士業務の停止処分 (それぞれ 8 月、1 月) を受けた。当該事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動

（1）設立の経緯

米国のエンロン及びワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保及び向上の必要性が認識され、平成14(2002)年以降、世界各国で会計プロフェッションから独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum。現在は、金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）に再構成）主催により、平成16(2004)年9月に第1回監査人監督者会議がワシントンD.C.において非公式に開催され、我が国を含む9か国（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、オーストラリア、シンガポール）が参加した。その後も非公式会合として開催回数を重ねたが、常設の国際会合設立の機運が高まり、平成18(2006)年9月にパリで開催された第5回監査人監督機関会議において監査監督機関国際フォーラム（IFIAR：International Forum of Independent Audit Regulators）の設立が正式に承認された。その最初の会合が、審査会の主催により、平成19(2007)年3月に22か国の監査監督当局の参加を得て、東京で開催された。

IFIARは、平成20(2008)年9月の第4回ケープタウン本会合（Plenary Meeting）で採択した憲章（Charter）において、活動目的として以下の①～③を定め、その後、平成25(2013)年4月の第13回ノールドワイク本会合で改訂した憲章において新たに④が追加された。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

審査会及び金融庁は、IFIARを通じた国際的な監査品質向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成27(2015)年1月、事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。産官学を挙げた招致活動の結果、平成28(2016)年4月の第16回ロンドン本会合において事務局の東京設置が決定され、平成29(2017)年4月に事務局が開設された。

(2) 組織

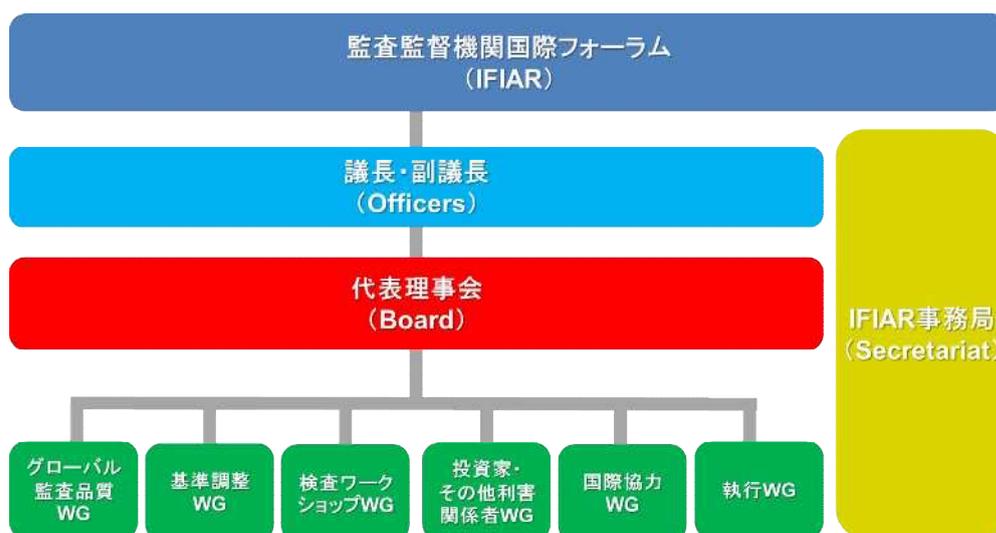
IFIAR は、メンバー資格を有する各国の監査監督当局により構成され、令和 2(2020)年 3 月末時点での加盟国数は 55 か国・地域となっている。

重要な意思決定は、加盟国の全メンバー当局が参加する本会合において行われる。本会合は、平成 31(2019)年 4 月のギリシャ本会合まで、19 回の本会合が開催されている (P113 資料 4-4 参照)。

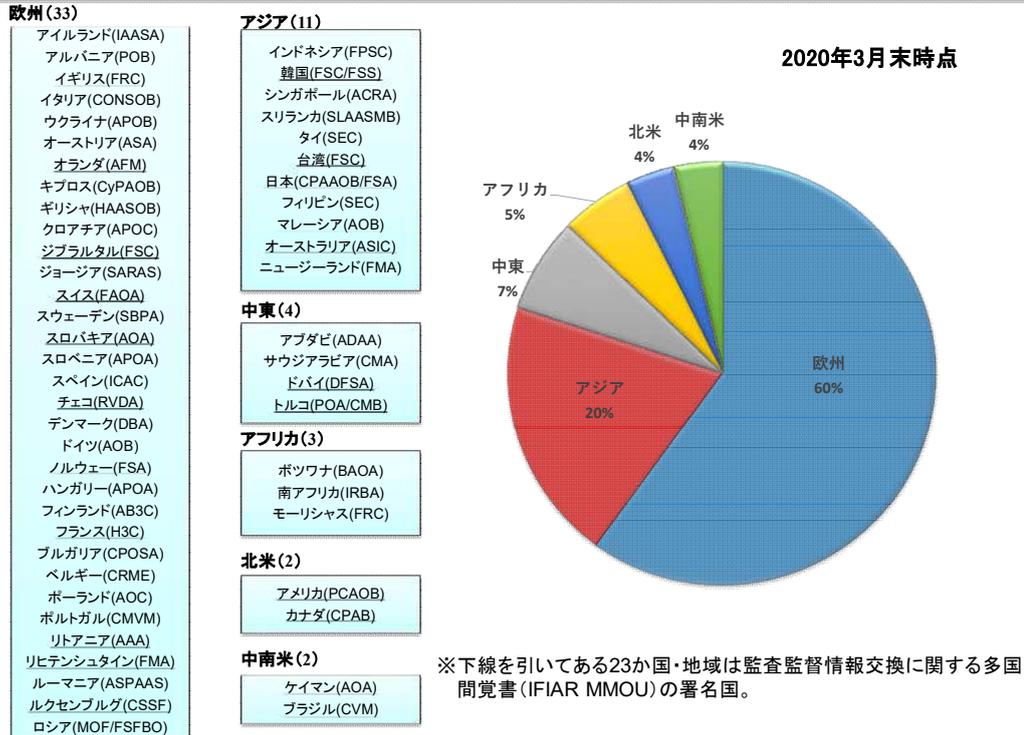
IFIAR の活動を円滑に進めるため、個人資格としての議長及び副議長が置かれている。令和 2(2020)年 3 月末現在、議長国はスイス、副議長国は米国となっている。

平成 29(2017)年 4 月には常設の事務局とともに、新たに日本を含む 15 名の理事から構成される代表理事会 (IFIAR Board) が設置され (後述)、第 1 回代表理事会が東京で開催された。

また、IFIAR には、令和 2(2020)年 3 月末現在、6 つのワーキング・グループが設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、(3) イにおいて詳しく述べる。



IFIAR加盟メンバー構成 55か国・地域



(3) 活動状況

ア 本会合等における活動

(ア) 第19回ギリシャ本会合

平成31(2019)年4月30日から同年5月2日までの日程で、第19回IFIAR本会合がギリシャにおいて開催された(P100資料4-1参照)。

英国やオランダ等の一部の国で、大きな会計不正事案があり、監査人や当局に対する信頼が揺らぎ、監査を巡る抜本的な見直しが議論されている国もある中、当該会合では、監査とは何か、何をどう監査すべきなのかという問題意識の下、監査の世界が変化する中でのIFIARの役割について議論が行われた。会合においては、監査品質の向上のためには監査人だけではなく、財務報告の作成者や利用者等も含めた財務報告を巡るエコシステム内の各ステークホルダーが役割を果たすことの重要性が認識された。さらに、6大監査ネットワーク(注)のCEOとは各ネットワークにおけるリスク認識や監査の将来的な在り方等について議論が行われた(P100資料4-1参照)。

(注) 6大監査ネットワークとは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO及びGrant Thorntonを指す。

(イ) 代表理事会

平成 27(2015)年、IFIAR は国際機関としての機能強化に対応するため、これまでの議長及び副議長主導による業務執行体制を改め、合議制(理事会)による加盟国主導の執行体制に移行することに合意した。当該ガバナンス体制改革の結果、平成 29(2017)年 4 月に IFIAR は代表理事会を設置し、これに伴い、これまで議長及び副議長を補佐する機関であった諮問委員会 (Advisory Council) は廃止された。代表理事会は、指名理事 (Nominated member) 8 当局及び選出理事 (Elected member) 最大 8 当局の最大 16 当局で構成される意思決定機関であり、我が国は、IFIAR 憲章に基づく選考手続 (ポイント方式) に従い、平成 29(2017)年 4 月の IFIAR 本会合において正式に指名理事に就任した (任期は 4 年間)。

代表理事会においては、IFIAR の戦略計画や、IFIAR の業務運営等に関する議論を行っている。令和元(2019)年度においては、5 月 2 日及び 3 日にギリシャ会合、10 月 24 日及び 25 日にパリ会合、令和 2(2020)年 1 月 21 日及び 22 日にアブダビ会合が開催された。

また、ギリシャ会合後、英国やオランダ等において監査を巡る抜本的な改革案が検討されていることを受け、IFIAR 加盟国内における同様の議論の動向を把握するため、代表理事会下のサブグループとして、新たなタスクフォース (IRDAM : Internationally Relevant Developments in Audit Markets) が設立され、日本もこれに参加している。

(ウ) 検査指摘事項報告書

IFIAR は、平成 24(2012)年から、メンバー当局の検査の傾向に係る情報を提供することを目的として、メンバー当局による 6 大監査ネットワークに対する検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」として公表している。本報告書では、品質管理態勢と個別監査業務の二つの分野において検査結果の集計を行い、指摘率を算出している。

なお、8 回目となった 2019 年調査には、49 当局が参加 (IFIAR メンバー国の総数は、令和 2(2020)年 3 月末現在、55 か国)。上場会社の個別監査業務に係るメンバー当局全体の検査指摘率は 33%であり、集計を開始した 2014 年調査の 47%から、全般的な減少が続いている。

イ 各ワーキング・グループにおける活動

(ア) グローバル監査品質 (GAQ) ワーキング・グループ

6 大監査ネットワークとグローバルな監査の品質管理の在り方について意見交換を行うことを目的としている。「グローバル監査ネットワークの品質管理態勢」等のテーマについて、各ネットワークと継続

的に対話し、品質管理における改善状況や各ネットワークの組織展開状況を当局間で共有している。

当ワーキング・グループにおいて、6大監査ネットワークのメンバーファームの検査指摘率を、平成27(2015)年の39%をベースとし、令和元(2019)年までの4年間で25%削減する取組を行ってきた(目標値:29%以下)。令和2(2020)年1月に公表された、最終年となる令和元(2019)年のメンバー国の検査指摘率は31%で、4年間で21%の削減となったが、25%削減目標は達成できなかった(P103資料4-2参照)。当ワーキング・グループと6大監査ネットワークは、今後も検査指摘率の更なる削減に向けた取組を行うことで合意している。新たな取組には、全IFIARメンバー国の約半分の当局が参加し、令和元(2019)年の指摘率をベースに、令和5(2023)年までの4年間で25%の削減を目指すとしている。

また、当ワーキング・グループでは、監査人が現在直面しているリスクや、マクロ経済環境等将来的に監査に影響を与え得るリスクを広範に議論するため、平成27(2015)年9月より、リスクに関する電話会議(リスクコール)を定期的で開催している。平成30(2018)年11月の第6回から、米国に替わり我が国が議長を務めており、令和元(2019)年11月の第7回リスクコールでは、監査法人及び監査顧客におけるデジタル化、暗号資産/ブロックチェーン、KAM(Key Audit Matter)等について議論を行った。

当ワーキング・グループ会合は、令和元(2019)年度においては、10月21日から23日までの日程でパリ会合が開催され、検査指摘率削減の取組や監査品質に係る補完的な指標開発の取組に加え、集中サービスセンターの活用、内部検査の実施状況等について議論が行われた。

(イ) 基準調整ワーキング・グループ

国際監査・保証基準審議会(IAASB)及び国際会計士倫理基準審議会(IESBA)が設定する基準に関する意見交換や、これらの基準設定主体が公表する公開草案等に対するコメントレターの作成等を行うことを目的としている。

(ウ) 検査ワークショップ・ワーキング・グループ

検査官の技能研鑽と検査手法・経験の共有を目的としており、毎年、IFIAR検査ワークショップを開催している(P114資料4-5参照)。また、検査ワークショップの企画・調整及び事後的な評価等も行っている。

検査ワークショップは、平成19(2007)年の第1回東京本会合におい

て、各国当局の検査手法や検査における課題等を共有し、検査官の技能研鑽を図ることを目的として、IFIAR メンバーの検査官を主体として開催することが承認されたものである。以降、検査ワークショップ・ワーキング・グループの企画・調整により、毎年開催されている。

第14回検査ワークショップ会合は、令和2(2020)年2月4日から6日の日程で、ワシントン D. C. において米国公開会社会計監視委員会 (PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board) の主催により開催され、日本を含め40か国・地域から117人の検査官等が参加した。なお、日本は、審査会から検査官1人、室長補佐1人をパネリストとして派遣、それぞれ、「品質管理態勢の検査と国際品質マネジメント基準1(ISQM1)への対応」「監査委員会とのコミュニケーション」のセッションを担当した。

(エ) 投資家・利害関係者ワーキング・グループ

監査報告書の利用者である投資家その他の利害関係者と、監査品質、監査報告書の在り方等について対話することを目的としており、IFIAR 会合における投資家代表との意見交換等の企画・調整等も行っている。

また、ワーキング・グループ内に投資家・利害関係者から構成される諮問グループ (Advisory Group) が設置されており、日本からは清原健弁護士がメンバーとなっている。

(オ) 国際協力ワーキング・グループ

監査監督当局間の規制及び検査に関する、実務的な情報交換を促進することを目的としており、監査監督上の多国間情報交換枠組み (MMOU) への加盟審査等を行っている。

MMOU については、平成29(2017)年4月の東京本会合において、審査会及び金融庁を含む22の国・地域の監査監督当局がMMOUに署名、令和元(2019)年にノルウェー当局も署名したため、現在の署名国数は計23となっている。

(カ) 執行ワーキング・グループ

投資家保護や監査品質向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協調関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的としている。

当ワーキング・グループは、IFIAR のメンバーである各国監査監督当局を対象に、平成26(2014)年以来2回目となる執行体制に関連する調査を実施し(42当局が参加)、その結果を取りまとめた「執行体制に関するサーベイ報告書(2018年)」を平成31(2019)年1月に公表した。

(4) 日本 IFIAR ネットワーク

IFIAR は、我が国に事務局をおく初の金融関係国際機関であり、我が国の国際的地位や東京の金融センターとしての地位の向上のためには、産官学を挙げた支援が必要であった。このような背景から、我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIAR との関係強化、事務局の活動支援及び我が国における監査品質に関する意識向上を図り、IFIAR が目指すグローバルな監査品質の向上に貢献することを目的として、平成 28(2016)年 12 月、日本で活動するステークホルダーによる「日本 IFIAR ネットワーク」が設立された (P115 資料 4-6 参照)。

日本 IFIAR ネットワークは、事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与、事務局に対する我が国の監査に関する議論の提供及び IFIAR 要人や審査会又は金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じた IFIAR の取組の紹介を中心に活動している。

令和元(2019)年 6 月には第 3 回総会が開催され、同年 4 月のギリシャ本会合の議論がネットワーク会員に紹介されるとともに、会員からは監査品質の確保・向上に関する取組について報告があった。

2. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続の品質確保がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査や検査に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施するとともに、監査監督上の情報交換枠組み(注)の策定及び審査・検査活動に資するため、監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価や相互依拠の確認を行うなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。

(注) 日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- ・米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)
- ・カナダ公共会計責任委員会 (CPAB: Canadian Public Accountability Board)
- ・マレーシア監査監督委員会 (AOB: Audit Oversight Board of Malaysia)
- ・オランダ金融市場庁 (AFM: the Netherlands Authority for the Financial Markets) ※
- ・ルクセンブルク金融監督委員会 (CSSF: the Commission de Surveillance du Secteur Financier)
- ・英国財務報告評議会 (FRC: Financial Reporting Council)
- ・フランス会計監査役高等評議会 (H3C: Haut Conseil du Commissariat aux Comptes)
- ・中国財政部 (MoF: Ministry of Finance)

※は検査等の相互依拠を内容として含むもの。

3. 今後の課題

企業活動のグローバル化により、監査業務もクロスボーダー化が進展し、グローバルレベルでの監査品質の確保・向上が課題となっている。また、各国で発生した会計不正事案に伴う監査法人の信頼性やイノベーションの進展に伴う将来的な監査の意義に関する懸念に係る問題意識が各国の監査監督当局間で共有されている。さらには、監査監督当局の組織変更を含めた抜本的な改革が進められている国もある。

このような中、審査会としては、主に以下のような課題を認識している。各国の監査監督当局との連携を一層強化することにより、国際機関や諸外国での監査を巡る議論についての的確に情報収集するとともに、監査事務所の活動や審査会の業務等に与える影響について分析し、必要に応じ、モニタリングに反映させる等、的確な対応を行う必要がある。

(1) 国際監査基準等の変更への対応

令和2(2020)年3月現在、IAASBにおいて、新しい国際品質管理基準である ISQM1・2 の策定が進められている。現行の国際品質管理基準 (ISQC1) における「品質管理 (Quality Control)」から「品質マネジメント (Quality Management)」への基本原則の転換が図られている。

(2) 監査に影響し得るリスクへの感度を高める

監査顧客におけるデジタル化の進展や AI を活用した監査の自動化、また、暗号資産監査の増加や気候変動等、今後監査への影響が顕在化し得るリスクに対する感度を高め、積極的に情報収集を行う。

(3) 各国の監査監督当局の組織体制整備状況の把握

IFIAR における議論への参加や二国間の情報交換枠組みを活用して、外国当局の検査体制や先進的な取組に関する情報を収集し、審査会の検査体制等の整備に役立てる。

また、IFIAR 関連の活動に関しては、次のような取組を継続する必要がある。

- ・各種会議等 IFIAR の活動へ積極的な貢献を行い、グローバルな監査品質の向上に向け、多国間の協力ネットワークの強化を図る。
- ・IFIAR 東京事務局の円滑な運営に向け、支援を行う。
- ・日本 IFIAR ネットワークを通じ、IFIAR における議論を国内に還元する。
- ・IFIAR のアジア各国へのアウトリーチのサポートを行い、その一環として、日本 IFIAR ネットワーク会員が主催する国際会議等に、IFIAR 事務局が参加する機会を設けられるよう依頼する。

さらに、これらの動きに対応できるグローバルな人材の育成・確保も重要となっている。

資料編

【資料編】

1 公認会計士・監査審査会関連資料

- 1-1 公認会計士・監査審査会発足の経緯…………… 44
- 1-2 第6期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿…………… 46
- 1-3 公認会計士・監査審査会の開催状況…………… 47

2 審査及び検査関連資料

- 2-1 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続…………… 50
- 2-2 監査事務所等モニタリング基本方針－監査の実効性の更なる向上
を目指して…………… 51
- 2-3 令和元事務年度監査事務所等モニタリング基本計画…………… 58
- 2-4 公認会計士・監査審査会の勧告一覧…………… 70
- 2-5 清流監査法人に対する検査結果に基づく勧告について…………… 71
- 2-6 監査法人大手門会計事務所に対する検査結果に基づく勧告につい
て…………… 75
- 2-7 外国監査法人等に対する検査監督の考え方…………… 78
- 2-8 検査結果事例集についての講演の実施状況…………… 81
- 2-9 公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上（抄）～大規模監査
法人を中心に～…………… 82

3 公認会計士試験実施関連資料

- 3-1 公認会計士試験制度の概要…………… 85
- 3-2 平成31年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について
（抜粋）…………… 86
- 3-3 令和元年公認会計士試験の合格発表について（抜粋）…………… 88
- 3-4 令和2年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の合格発表について
（抜粋）…………… 98
- 3-5 令和元年度の講演会の開催状況…………… 99

4 諸外国の関係機関との協力関連資料

- 4-1 第19回監査監督機関国際フォーラム（ギリシャ会合）について…………… 100
- 4-2 監査監督機関国際フォーラムによる検査指摘率削減の取組結果の
公表について…………… 103
- 4-3 監査監督機関国際フォーラムによる「2019年検査指摘事項報告書」
の公表について…………… 108
- 4-4 IFIAR 本会合開催実績…………… 113
- 4-5 IFIAR 検査ワークショップ開催実績…………… 114
- 4-6 日本 IFIAR ネットワーク会員…………… 115

公認会計士・監査審査会発足の経緯

平成 12 年 6 月の公認会計士審査会(当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成 13 年 10 月以降、公認会計士監査制度の在り方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信頼をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役(監査委員会)監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

- 1 公認会計士は不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること
- 2 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること
- 3 協会による自主規制の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること
- 4 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成 15 年の第 156 回国会に提出され、国会の審議を経て、同年 5 月に改正公認会計士法が成立し、平成 16 年 4 月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(参考) 組織の沿革

- | | |
|-------------|---|
| 昭和 23 年 8 月 | <ul style="list-style-type: none">・ 公認会計士法の施行。・ 公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」を設置。 |
| 昭和 24 年 6 月 | <ul style="list-style-type: none">・ 「会計士管理委員会」が廃止。・ 同委員会の所掌事務が大蔵省に移管され、大蔵大臣の諮問機関としての「公認会計士審査会」を設置。 |
| 昭和 25 年 4 月 | <ul style="list-style-type: none">・ 「公認会計士審査会」が廃止。・ 公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」を設置。 |
| 昭和 27 年 8 月 | <ul style="list-style-type: none">・ 「公認会計士管理委員会」の所掌事務が大蔵省に再度移管。・ 新たに公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議のため「公認会計士審査会」を設置。 |
| 平成 13 年 1 月 | <ul style="list-style-type: none">・ 中央省庁再編に伴い、公認会計士等の監督に関する事務が金融庁に移管。・ 金融庁に「公認会計士審査会」を設置。 |
| 平成 16 年 4 月 | <ul style="list-style-type: none">・ 改正公認会計士法の施行。・ 「公認会計士審査会」が改組・拡充され「公認会計士・監査審査会」を設置。・ 従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験の実施に係る事務に加え、③協会が実施する監査業務の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計士等が行う監査業務の監視を新たに担当。 |

第6期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿
(平成31年4月～令和4年3月31日)

令和2年3月31日現在

会長（常勤）	櫻井 久勝	神戸大学名誉教授 元関西学院大学商学部・大学院商学研究科教授
委員（常勤）	松井 隆幸	元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
委員（非常勤）	勝尾 裕子	学習院大学大学院経営学研究科委員長・教授 学習院大学経済学部教授 大建工業(株)社外監査役
委員（同）	佐藤 淑子	(一社)日本IR協議会専務理事・首席研究員
委員（同）	玉井 裕子	長島・大野・常松法律事務所パートナー 三井製糖(株)社外取締役 (株)国際協力銀行社外監査役
委員（同）	徳賀 芳弘	京都大学副学長・大学院教授
委員（同）	水口 啓子	(株)日本格付研究所審議役
委員（同）	皆川 邦仁	ソニー(株)社外取締役 参天製薬(株)社外取締役
委員（同）	山田 辰己	中央大学商学部特任教授 (株)乃村工藝社社外監査役
委員（同）	吉田 慶太	有限責任監査法人トーマツパートナー

〔委員（非常勤）は五十音順〕

公認会計士・監査審査会の開催状況

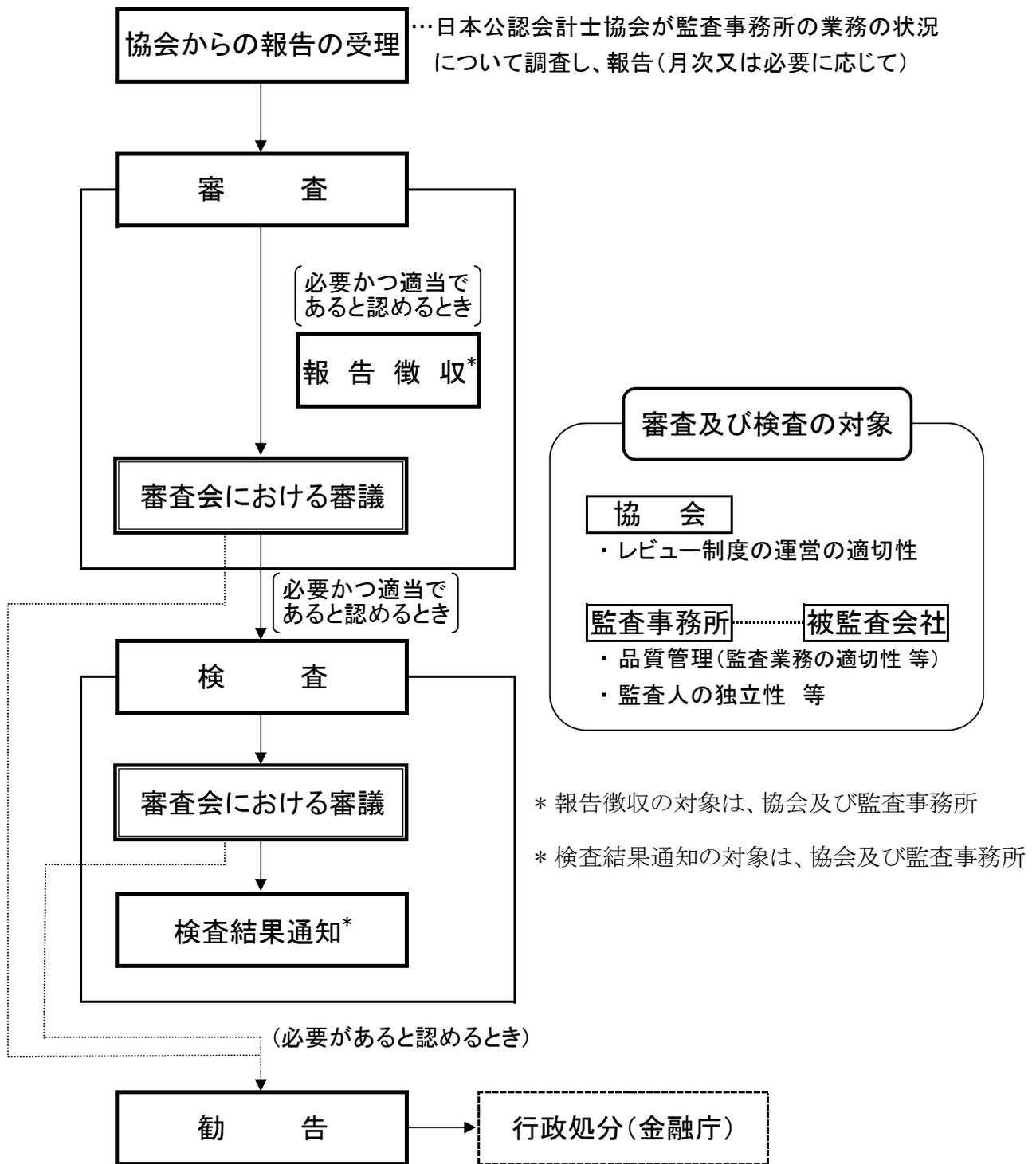
令和元年度：平成31年4月1日～令和2年3月31日、計23回

回	開催日	主な議題
361	31. 4. 11	(1) 会長の代理の指名について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 公認会計士試験について ① 公認会計士試験実施検討小委員会の委員の選任について ② 公認会計士試験の試験免除申請について (4) 審査及び検査について
362	31. 4. 25	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
363	元. 5. 16	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 国際関係について ○ IFIAR 本会合について (3) 懲戒処分等に関する事項について (4) 審査及び検査について
364	元. 5. 30	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 平成31年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の実施状況について (3) 審査及び検査について (4) 国際関係について ○ IFIAR が公表した「2018年検査指摘事項報告書」について
365	元. 6. 13	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について (3) 公認会計士試験について ① 令和2年公認会計士試験の出題範囲の要旨について ② 平成31年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の結果等について
366	元. 6. 27	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
367	元. 7. 11	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
368	元. 7. 25	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 公認会計士試験の試験免除申請について (3) 審査及び検査について

回	開催日	主な議題
369	元. 8. 29	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和元年公認会計士試験論文式試験の実施状況について (3) 審査及び検査について ○ 2018年度品質管理レビュー年次報告について
370	元. 9. 12	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
371	元. 9. 26	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
372	元. 10. 10	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和2年公認会計士試験第I回短答式試験の出願状況について (3) 審査及び検査について
373	元. 10. 24	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
374	元. 11. 7	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ① 令和元年公認会計士試験の結果等について ② 令和2年及び令和3年公認会計士試験の試験委員候補者について (3) 審査及び検査について
375	元. 11. 21	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について (3) 公認会計士試験について ○ 令和3年の公認会計士試験実施スケジュール（予定）について (4) 懲戒処分等に関する事項について
376	元. 12. 5	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
377	元. 12. 19	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和2年公認会計士試験第I回短答式試験の実施状況について (3) 審査及び検査について
378	2. 1. 8	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和2年公認会計士試験第I回短答式試験の結果等について (3) 審査及び検査について

回	開催日	主な議題
379	2. 1. 23	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和2年及び令和3年公認会計士試験の試験委員候補者について (3) 審査及び検査について
380	2. 2. 13	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 日本取引所自主規制法人との意見交換について (3) 国際関係について ○ IFIAR が公表した検査指摘率削減の取組結果等について (4) 審査及び検査について
381	2. 2. 27	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
382	2. 3. 12	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) 審査及び検査について
383	2. 3. 26	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和2年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の出願状況について (3) 審査及び検査について

品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

監査事務所等モニタリング基本方針

— 監査の実効性の更なる向上を目指して —

公認会計士・監査審査会
令和元年5月17日

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成16年4月の発足以来5期15年にわたり、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組んでいる。

審査会第6期（平成31年4月～令和4年3月）においては、以下に示す監査事務所（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ）等の現状やモニタリングの視点及び目的等を踏まえた監査事務所に係るモニタリング¹を実施し、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、我が国経済の一層の発展に寄与していくこととする。

【監査事務所等の現状】

監査事務所の現状をみると、平成29年3月の「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」²公表以降、大手監査法人³を中心にガバナンス態勢の再構築や監査ポートフォリオの見直し、人材の確保・育成等が進められているほか、監査ツールのIT化・高度化が進展している。

一方で大手監査法人以外の監査事務所においては、合併等で業容を拡大させているものもみられるが、そのガバナンス態勢や品質管理態勢の整備は十分なものとはいえず、一部の中小規模監査事務所においては旧態依然とした業務運

¹ モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、監査事務所に係る報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、日本公認会計士協会、会計監査に関する業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

² 平成29年3月31日に金融庁より公表。組織としての監査の品質に向けた5つの原則と、それを適切に履行するための指針から構成されている。

³ 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の3つに分類している。

- ・大手監査法人：概ね100社以上の上場被監査会社を有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上所属する監査法人をいう。本基本方針では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人を指す。4大監査法人ともいう。
- ・準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人をいう。本基本方針では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人を指す。
- ・中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所をいう。

営を行っているものもみられる。また、海外においては、4大グローバルネットワーク⁴に所属する外国監査法人の不適切な業務に対応した外国監査監督当局等の動きもみられている。

被監査会社の現状をみると、高水準のM&A、海外への積極的な進出など事業の多角化やグローバル化が進んでいる一方、最近の海外経済の不確実性の高まりなど、経済環境に不安定な状況がみられている。また、近時の監査役等の権限強化やコーポレートガバナンス・コードの導入等により企業のガバナンス態勢の強化が進められているものの、依然として国内外において不正事案がみられている。

【モニタリングの視点】

審査会は、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度を踏まえた一層効果的なモニタリングを実施する。そして、モニタリングを通じて監査事務所自らの監査の品質の確保・向上を継続的に促すことで、資本市場における監査の信頼性の確保を図っていくこととする。

また、審査会は、モニタリングにより把握した有益な情報について、金融庁関係部局、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）、会計監査に関する業界団体等（以下「関係先」という。）と共有するほか、広く一般に向けても積極的に提供する。

さらに、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）⁵や外国監査監督当局とも連携し、情報を共有する一方、当該連携により得られた会計監査をめぐる国際的な議論やグローバルネットワークに関する動向等について、必要に応じ審査会のモニタリングに反映させることとする。

【モニタリングの目的及びその達成のための基本的な考え方】

審査会が実施するモニタリングは、個別の監査意見の適否そのものを主眼とするものではなく、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促すとともに、監査事務所及び外国監査法人等⁶の監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図ることを目的とする。

審査会は、このような目的を達成するため、業務の適正な運営の確保を図る主体が監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行う。

⁴ 世界的に展開する会計事務所ネットワークのうち、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopersの4つのグローバルネットワークを指す。

⁵ 平成18年に設立された、監査法人の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関であり、平成29年4月以降事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査品質をグローバルに向上させることを目的としている。平成31年4月末時点で我が国を含む55か国・地域の監査監督当局がメンバーとなっている。

⁶ 外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者。

また、監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているというだけでなく、会計不正等を見抜くような職業的懐疑心を発揮しているか、被監査会社の事業上のリスクを常に注視して監査上のリスクを評価しているかを検証するなど、監査の品質の確保・向上に向けて監査事務所が構築した品質管理態勢が実効的なものとなっているかを重視したモニタリングを行う。

さらに、監査法人のガバナンス・コードを採用している監査事務所において、同コードを踏まえて構築したガバナンス等の経営管理態勢が、当該監査事務所の業務の適正な運営の確保に資するものとなっているかについて、継続的にモニタリングを行う。

審査会は、上記を踏まえ、第6期における監査事務所等モニタリング基本方針を以下のとおり定める。また、本基本方針を踏まえ、事務年度（7月から翌年6月まで）ごとの「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定することとする。

1. オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会から品質管理レビュー結果の報告を受け、必要と認めるときは当該報告に関して報告徴収を行う。また、金融庁関係部局、協会、関係先との意見交換や連携、監査事務所との対話を通じて情報等を収集するとともに、問題意識を共有することとする。さらに、監査事務所の実態やリスクを的確に把握する観点から、このようなオフサイト・モニタリングにより収集した情報等の分析の強化に努める。

具体的には、以下のとおり実施する。

(1) 協会の品質管理レビューの検証等

審査会は、協会の品質管理レビューの実効性の検証を行い、検証結果については意見交換等を通じて協会と共有し、監査の品質の確保・向上に向けた協会の対応等を促しているところである。協会においても、審査会の検証結果等を踏まえて品質管理レビュー態勢の強化・改善を順次進めてきている。このような相互の連携は、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上に資するものであるため、品質管理レビューに対する深度ある検証や意見交換等を行うよう努める。

また、審査会はこれまでに、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担について議論を進めており、その結果、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に、一定の対応が図られているところである。

今後も、審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、適切な役割分担に係る更なる対応に向けて協会と双方向での議論を進めていくこととする。

(2) 報告徴収

審査会の限られた検査資源の下で、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すためには、報告徴収を有効に活用することが重要である。このような考え方から、監査事務所の規模、業務管理態勢、審査会検査及び品質管理レビューの結果等を勘案し、以下のとおり、適時かつ効果的な報告徴収を実施する。

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の有効性に資するために、ガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢に関する定量的・定性的な情報を定期的に把握し分析する。また、近時進展している監査業務のIT化やサイバーセキュリティ対策についても把握する。

イ 中小規模監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果等に基づき、報告徴収の対象先を選定し、業務管理態勢や品質管理態勢の状況等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえた情報を収集し分析を行う。また、中小規模監査事務所においてはトップの影響力が特に強いため、監査の品質に対するトップの認識を把握し、必要に応じてヒアリングを実施する。

ウ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況等を把握し、必要に応じてヒアリングを実施するなど監査事務所の自主的な改善を促していく。

エ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促すこととする。

(3) 監査事務所との定期的な対話等

審査会は、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を通じて業務運営に係る情報収集を行うほか、監査をめぐる課題、問題意識の共有を図っているところである。経営層は、監査事務所の組織風土に大きな影響を与える存在である。こうした経営層との継続的な対話は、監査事務所自らによる品質管理の向上を促す観点から極めて重要であるため、今後も深度ある対話が行われるよう努める。

なお、監査事務所との対話の際には、市場関係者が有益な情報を得られるよう、監査事務所自らが開示する品質管理に係る情報の一層の充実や、積極的な情報発信を促すこととする。

また、このような監査事務所との定期的な対話だけでなく、関係先との積極的な意見交換や連携にも努める。

2. 検査基本方針

審査会は、監査事務所の態様や被監査会社のリスクの程度に応じた、より効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、上記オフサイト・モニタリングとの一体的な運用により、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

検査の実施に当たっては、以下の事項を踏まえ、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」等に従い、適切な手続により検査を実施することとする。

なお、検査の実施においては、監査事務所の理解・協力が必要であるため、検査先である監査事務所の意見を適宜聴取する検査モニター⁷を実施し、今後の検査の参考とする。

(1) 検査の実施

ア 大手監査法人については、大規模な上場会社の監査を多く行うなど資本市場において重要な役割を担っていることに鑑み、原則として毎年検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査⁸を交互に実施する。）。

イ 準大手監査法人については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っている一方、大手監査法人に比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられる。そのため、それらの整備状況を注視することとし、定期的に（原則として3年に一度）検査を実施する。

ウ 中小規模監査事務所については、直近の品質管理レビュー結果、監査事務所の業務管理態勢及び上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

エ 上記のほか、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

⁷ 検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、適切な検査の実施を確保するとともに、効率的な検査の実施に資することを目的として、立入検査着手日以後立入検査終了日までの期間に検査対象先を訪問するなど、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

⁸ 通常検査は、品質管理レビューの結果を踏まえて、監査事務所における業務管理態勢及び品質管理態勢等について、検証を行う。フォローアップ検査は、原則として、通常検査の翌事務年度に、当該検査での指摘事項等に対する改善状況に範囲を限定して検証を行う。

(2) 検査の着眼及び留意点

- ア 監査事務所の規模は所属員が数人から数千人まで様々であり、また、業務管理態勢も異なるため、監査事務所が整備した品質管理態勢が、自己の規模や業務管理態勢に応じ適切なものとなっているか検証する。
- イ 監査事務所のトップの方針は、監査事務所の組織風土の形成に大きな影響を与える。そのため、トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応を把握し、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢に与える影響等を検証する。
- ウ 監査事務所が、被監査会社を取り巻く経済環境や事業環境を含む事業上のリスクを適切に評価した上で、それに対応し得る監査実施態勢を構築しているか、監査実施者が職業的懐疑心を発揮し監査手続を実施しているかを検証する。
- エ 監査事務所自らが有効な品質管理の改善を継続していくためには、問題点の対症療法的な改善に終始するのではなく、監査事務所の規模や業務管理態勢を踏まえた根本原因の究明が重要である。そのため、監査事務所に対し不備事項を指摘する際にはその内容を的確に伝達し、当該監査事務所における原因分析に資するように留意する。

3. モニタリング情報の提供方針

監査の品質の確保・向上のためには、検査結果を監査事務所に示すだけでなく、モニタリングの成果を報告等の形で広く一般に提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことが重要である。審査会は、このような観点から以下の取組を行っているが、更に情報の充実や見直しなどを行うこととする。

- ア 監査事務所に検査結果を通知する際には、指摘内容等が的確に伝達されるとともに、監査事務所を通じて被監査会社の監査役等に当該監査事務所の品質管理の状況や指摘内容等が的確に伝わることを重要である⁹。このため、伝達される内容が被監査会社の監査役等に理解されやすいものとなるよう、検査結果に係る情報を充実させる。
- イ 審査会は、市場関係者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果等を図表中心に取りまとめた「モニタリングレポート」を平成 28 年から公表している。平成 29 年以降も毎年改訂を加えているところであるが、広く一般に理解されるよう利用者のニーズも踏まえながら、今後も情報の一層の充実や発信に努める。

⁹ 監査事務所が検査結果通知書の内容を第三者へ開示する場合は、審査会の事前承諾が必要である。ただし、被監査会社の監査役等に対して、審査会検査における指摘の有無及び検査結果通知書の「特に留意すべき事項」の内容をそのまま伝達する場合などは、審査会の事前承諾を不要としている。

ウ 審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組に資するよう、検査で確認された事例等を取りまとめ、監査事務所検査結果事例集として平成 20 年から公表している。平成 21 年以降も最新の事例への入替えなど毎年改訂した上で公表しているが、今後も、監査事務所の改善取組の参考となるよう内容を見直していく。

また、当該事例集を活用した講演・説明会を、全国の協会地域会等で行っているところであるが、このような講演等に加え、市場関係者等に対して積極的に発信することにも努める。

4. 外国監査法人等に対するモニタリング基本方針

(1) 報告徴収及び検査

外国監査法人等に対して、実態把握の観点も含め、必要に応じて報告徴収又は検査を実施する。

ただし、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等である等の場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は実施しない¹⁰。

(2) 外国監査監督当局等との連携

外国監査法人等に対するモニタリングに当たっては、監査監督上の多国間情報交換枠組み (MMOU)¹¹や二国間の情報交換の枠組み (EoL)¹²を活用し、また、外国監査監督当局や国際機関等と密接に連携しながら、円滑かつ効果的な実施に努める。

さらに、IFIAR における議論への積極的な参加を通じて、グローバルネットワークの動向や外国監査監督当局による監査監督手法等を把握する。

¹⁰ 報告徴収及び検査は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」(平成 21 年 9 月 14 日公表)及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」(平成 22 年 1 月 14 日公表)に従い実施する。

¹¹ 平成 31 年 4 月末時点で、22 か国・地域の監査監督当局が多国間情報交換枠組みに関する覚書に署名している。

¹² 平成 31 年 4 月末時点で、8 か国の監査監督当局との間で書簡交換を実施している。

令和元年7月5日
公認会計士・監査審査会

令和元事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング基本方針¹に掲げた視点及び目的並びに監査事務所をめぐる環境を踏まえて、令和元事務年度（令和元年7月～令和2年6月）における監査事務所等モニタリング基本計画を策定する。

1 監査事務所をめぐる環境

（監査業務の動向）

我が国の景気は、輸出や生産の弱さが続いているものの、緩やかに回復している。平成30年における金融商品取引所の新規上場会社数は90社と引き続き高水準で推移しており、上場会社数や上場会社の平均監査報酬額も微増とはいえ増加傾向にある。

上場会社の会計監査は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）が行うが、大手監査法人²が9割超（平成30年末時価総額ベース）と圧倒的なシェアを占めている状況にある。最近の監査人の交代状況を見ると、交代件数は増加の傾向にあるが、その中で大手監査法人における監査関与先の構成の見直しや、それに伴う大手監査法人から準大手監査法人²や中小規模監査事務所²への交代の動きがみられている。

また、高水準が続くM&Aや、企業の海外進出、経済取引の複雑化・専門化などに対応して、大手監査法人においては、国際人材の確保・育成、IT・テクノロジーの活用、監査補助者の採用強化などを一層進めている。他方で、最近の海外経済の不確実性の高まりを受けた不安定な経済環境、我が国の低金利環境の長期化や人口動

¹ 監査事務所等モニタリング基本方針：審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。第6期（平成31年4月～令和4年3月）については、令和元年5月17日に策定・公表。（<https://www.fsa.go.jp/cpaaoob/shinsakensa/kihonhoushin/20190517.html>）

² 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の3つに分類している。

- ・大手監査法人：上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人。本基本計画では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY 新日本有限責任監査法人及びPwC あらた有限責任監査法人の4法人を指す。
- ・準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本計画では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC 京都監査法人の5法人を指す。
- ・中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

態の変化などによる企業収益への影響等に関して、適切に理解したうえで監査対応が求められる状況にある。

(不正会計等への対応)

ここ数年、不適切な会計処理等に関する適時開示を行った上場会社は増加の傾向にある。これは上場会社において適時に情報開示を行うという意識が高くなっているほか、監査人からの指摘によるものもあると考えられるが、会社の内部統制が十分に機能していない事例や、海外を含むグループ会社に対する管理が十分でない事例もみられている。

財務諸表の作成責任及び内部統制の整備・運用責任は経営者にあることは当然である。監査事務所においても、被監査会社の内部統制を評価する際には、海外事業を含めた事業の特性や企業の置かれた環境を深く理解した監査手続の実施が一層重要となっているほか、内部統制の不備を発見した場合には、被監査会社に適時に報告することが求められる。

IPO 市場においては、上場審査が厳格化されているものの、前述のとおり新規上場会社数が高水準で推移していることや、このような会社の内部統制は比較的脆弱であることを踏まえると、新規上場会社に対する監査は引き続き慎重に実施する必要がある。

(監査事務所における品質管理の現状)

審査会では、平成 28 事務年度（平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月）の検査から、検査結果通知書に監査事務所の業務運営に関する総合評価³を記載している（フォローアップ検査を除く。）。平成 28 事務年度以降に実施した検査結果について大手監査法人及び準大手監査法人をみると、総合評価の最上位である「概ね妥当である」に該当するものはなく、大半が「妥当でない点がある」に該当し、一部は「妥当でないもの」となっている。一方、中小規模監査事務所についてはリスクベースに基づき検査先を選定していることなどもあり、「妥当でないもの」以下の区分に該当するケースが比較的多くなっている。

最近の検査の結果をみると、大手監査法人については、品質管理の主体を本部品質管理部門から、より監査現場に近い事業部へ移していく傾向にあり、一定の効果を挙げているが、本部品質管理部門と事業部との十分な連携等が課題となっている。

準大手監査法人においては、組織的な対応のための体制整備を行ってきたものの、品質管理を担う社員等が限られているために十分な運営・管理ができていな

³ 検査結果通知書の「特に留意すべき事項」は、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。総合評価は、「概ね妥当である」、「妥当でない点がある」、「妥当でないもの」、「妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要」及び「著しく不当なもの」の 5 段階に区分している。詳細は、当審査会 HP に掲載のモニタリングレポートを参照。

い状況や、トップを含む経営層において品質管理の確保・向上に対する意識が不十分な点がみられる。

中小規模監査事務所では、上位規模の監査事務所において、業容拡大に対応した業務管理態勢や品質管理態勢を構築できていないものがみられる。また、一部の監査事務所には、リスクの高い上場会社に対する監査業務を適切に実施する態勢が十分でないものもみられる。

(監査法人のガバナンス・コードを踏まえた対応等)

平成 29 年 3 月に公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」(以下「監査法人のガバナンス・コード」という。)を踏まえ、大手監査法人においては、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の助言、提言等を活用するなど、ガバナンスの実効性を確保するための取組を進めている。一方、準大手監査法人等においては、監査法人のガバナンス・コードを採用し、監督・評価機関を設置しているものの、独立性を有する第三者の知見を十分に活用できていないものがあるなど、その実効性の確保に課題がみられている。

(IT 化の進展及びそれに伴うセキュリティ対策)

大手監査法人を中心に、監査の品質の確保・向上のため、監査業務の IT 化を一層進めており、このような動きは監査業務の実効性の確保だけでなく、効率性の向上による監査現場の負担軽減等につながり、リスクのある領域に対する深度ある監査の実現に資するものとして期待される。

一方で、上記の動きや、被監査会社とのデータの交換が進んでいく中、海外において監査法人が保有するデータ等を標的としたサイバー攻撃による被害の事例も発生している。サイバーセキュリティ問題は監査法人にとって経営上の大きなリスクとなっており、IT 化の進展に併せて、サイバーセキュリティの強化を確実に行っていく必要がある。

(国際的な監査監督機関等の動向)

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)⁴は、平成 29 年 4 月に我が国 (東京) に本部となる事務局を設置したところであり、金融庁及び審査会は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、事務局の円滑な運営に必要な支援を行っている。IFIAR においては、6 大グローバルネットワーク⁵と継続的に対話を行うなど、グロ

⁴ 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) : 平成 18 年に設立された、監査法人の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関。当局間の協力・連携を通じ、監査の品質をグローバルに向上させることを目的としている。令和元年 6 月末時点のメンバーは我が国を含む 55 か国・地域となっている。

⁵ 世界的に展開する会計事務所のネットワークのうち、BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG 及び PricewaterhouseCoopers の 6 つのグローバルネットワークを指す。なお、これらから BDO、Grant Thornton を除いたものを 4 大グローバルネットワークという。

ーバルでの監査の品質の確保・向上に取り組んでおり、審査会としては、引き続きIFIARの活動に貢献していく。なお、4大グローバルネットワーク⁵に所属する外国監査法人の不適切な業務に対応した外国監査監督当局等の動向にも留意する。

2 令和元事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

「監査事務所等モニタリング基本方針」に掲げるモニタリングの視点及び目的等並びに上記「1 監査事務所をめぐる環境」を踏まえ、下記（1）から（4）に掲げる基本的な考え方でモニタリング⁶に取り組む。

（1）モニタリングにおいて重視する事項

本事務年度のモニタリングにおいては、以下の事項を重視する。

なお、監査事務所は、所属員が数人の中小規模監査事務所から数千人規模の大手監査法人まであり、ガバナンス等の経営管理態勢や業務運営等も様々である。そのため、モニタリングに当たっては、各監査事務所の規模、態様にも留意する。

ア 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント

監査の品質を持続的に向上させるためには、トップ自らがリーダーシップを発揮し、監査業務の品質を重視する風土を醸成させることが重要であることから、トップの姿勢を含む経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなどを把握する。

イ ガバナンス等の経営管理態勢の整備

ガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢が、監査の品質の確保・向上に資するものとなっているか検証する。

特に、監査法人のガバナンス・コードを採用している大手監査法人及び準大手監査法人等については、当該コードを踏まえて構築・強化したガバナンス態勢が監査の品質の向上のために実効的なものとなっているか検証することとし、その際には、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の機能を十分に発揮させているかを重視する。こうした検証においては、金融庁関係部局とも情報共有・連携を図ることとする。

⁶ モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

ウ 監査をめぐる動向を踏まえた状況把握

(ア) 海外子会社に係るグループ監査

上場会社においては、国内市場の成熟化に伴い成長の源泉を海外の事業展開に求めている中、海外子会社における会計問題が引き続き発生している。こうした状況を踏まえ、海外子会社に係るグループ監査については、監査チームによる海外事業の管理態勢を含む内部統制の評価、海外子会社の監査チームとのコミュニケーション及び監査事務所の組織的な対応状況などについても、重点的に把握する。

(イ) 監査契約の新規の締結

近時、監査人を交代する事例が多くみられるため、大規模上場会社又はリスクの高いと思われる上場会社の監査契約を新規に締結した監査事務所において、当該監査契約に係るリスク評価等が適切に行われているか検証するほか、当該監査契約が監査事務所全体の監査品質に及ぼす影響も把握する。

エ IT を活用した監査とサイバーセキュリティ対策等の状況把握

大手監査法人や一部の準大手監査法人では、加盟するグローバルネットワークが IT 化の研究開発等を一括して行うことにより投資の効率化やメンバーの負担の軽減を図っている。また、被監査会社の会計処理に係る仕訳データの分析や、監査事務所と被監査会社とのデータ交換について IT を活用するなど、監査業務の IT 化が進展している。さらに、一部の大手監査法人では、試験的に人工知能（AI）を監査手続に活用する取組も始まっている。

このような動きは監査の品質の確保・向上を目指すものと考えられるため、その進展状況を大手監査法人等へのモニタリングにより継続して把握する。

あわせて、IT 化の進展に伴うサイバーセキュリティ対策の状況を確認することとし、監査手法の深化、複雑化に応じた、人材の確保・育成ができていないかなどについても把握することとする。

(2) 国際的な監査監督の連携強化

多国間情報交換枠組み（MMOU）や二国間の情報交換の枠組み⁷を活用し、モニタリングのために必要となる情報の取得や外国監査監督当局からの要請に応じた情報提供を行う。また、IFIAR における議論への積極的な参加を通じて、グローバルネットワークの動向や外国監査監督当局による監査監督手法等を把握

⁷ 令和元年6月末時点で8か国（アメリカ、カナダ、マレーシア、オランダ、ルクセンブルク、イギリス、フランス及び中国）の監査監督当局との間で、情報交換の枠組みに関する書簡交換（EOL）を実施している。

することとする。なお、4大グローバルネットワークに所属する外国監査法人の不適切な業務に対応した外国監査監督当局等の動きもみられるため、我が国への影響等を注視する。

(3) オフサイト・モニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するために、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を継続するとともに、金融庁、関係団体などの関係者との連携などを通じた情報共有のための取組を一層強化する。また、業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析を充実させ、情報及び分析結果については、検査に有効に活用するなどオンライン・モニタリングとの一体的な運用に努めるものとする。

(4) モニタリング実施態勢の強化

監査事務所の態様に応じた情報収集・分析、検査の実施に向けて、審査会のモニタリング実施態勢を強化する。

そのために、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等を分析し適切に対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングの指導ができる人材を登用する。また、外国監査監督当局への職員の派遣、会計監査に係る国際的な動向や主要な課題にも留意した研修等を通じて人材の育成を進める。

3 オフサイト・モニタリングに係る基本計画

効率的で実効性のあるオフサイト・モニタリングを実施するために、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューに係る報告のほか、これまでの審査会検査の結果を分析するなど有効に利用する。また、審査会の限られた検査資源の下で、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すためには、報告徴収を有効に活用することが重要である。監査事務所の状況や個別監査業務に係るリスクを適時、的確に把握する観点から、以下のとおり、監査事務所に対する報告徴収、ヒアリングや協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携など、監査事務所の規模や態様に応じたオフサイト・モニタリングを実施する。

(1) 報告徴収

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、監査法人のガバナンス・コードを踏まえ構築した監査の品質の向上のためのガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢、ITを活用した監査手法、サイバーセキュリティ対策等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとする。また、監査業務において高度な専門知識やITの理解等を要する上場金融機関に対する監査態勢や審査態勢等の実態把握を行う。

報告徴収により得られた情報については、分析の上、効果的・効率的な検査に資するよう活用するほか、大手監査法人間の比較分析や大手監査法人における横断的な問題等の把握に活用する。なお、報告徴収に当たっては、検査や対話で得られた情報を活用するなどにより、効率的に実施することとする。

イ 中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、監査事務所の適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、適時に報告徴収を実施する。

その際、監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、トップの経営方針、収益・財務構造及び組織・人材といった項目等を重点的に検証する。報告徴収の実施に当たっては、必要に応じて対面方式を用いるなど効果的に検証を行う。

また、報告徴収の結果、重大な問題が疑われる監査事務所については、当該結果を検査等における重要な参考情報として活用することとする。

ウ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況等を把握し、必要に応じてヒアリングを実施するなど監査事務所の改善を促していく。

その際、金融庁関係部局や協会とも連携し、不備の内容や重要性に応じた検証に努める。

エ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善を要する必要があると認められた監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促すこととする。

上記ウ又はエの報告徴収により、改善が不十分である状況を把握した場合には、再度の報告徴収や検査などの対応を検討することとする。

(2) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

審査会は、監査事務所に対するモニタリングにより把握した品質管理レビューの有効性に関する問題点等については、協会と共有した上で、審査会及び協会の実務者レベルでの継続的な協議等を通じて、品質管理レビューの実効性の向上に向けた対応等を促しているところである。

最近の品質管理レビューの実施状況をみると、監査事務所の品質管理の状況等に応じて、レビュー計画を弾力的に決定・変更するように努めていること、レビュー対象とする個別監査業務の選定もリスクを踏まえたものとしてきていることが認められる。個別監査業務における指摘についても文書化の指摘にとどまらず、不備の実態を踏まえた監査手続上の指摘としている事例が増えてきており、さらに、個別監査業務の指摘内容を踏まえて、それを品質管理態勢の不備と結びつけるという意識も高くなっている。

このように、協会の品質管理レビューの質は向上してきていると認められる一方で、品質管理レビューで指摘した不備の改善状況を、次回のレビューで十分に確認できているかという観点で課題がみられる。また、改善指導については、監査事務所の自主的な改善に資するものとするよう努めているものの、その効果については、今後検証していく必要がある。

審査会と協会との連携は、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上に有用であるため、より深度あるものとなるよう努めていく。また、審査会と協会は、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担に関して、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に議論を行っている。協会においては当該議論を踏まえて対応を図ってきているところであるが、審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するという観点から、本事務年度も議論を継続していくこととする。

(3) 監査事務所に関する情報等の収集・分析等

監査事務所の最新の業務管理態勢や監査事務所・監査業界の抱える問題等を把握する観点から、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を行っているところである。トップを含む経営層は監査事務所の組織風土に大きな影響を与える存在であることから、こうした経営層との対話を今後も継続し、より深い議論が行われるように努める。なお、その際には市場関係者が有益な情報を得られるよう、監査事務所自らが開示する品質管理に係る情報の一層の充実や、積極的な情報発信を促すこととする。

また、金融庁関係部局、協会及び金融商品取引所等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関、外国監査監督当局、監査事務所のグローバルネットワーク等との意見交換・連携などを通じた情報共有を一層強化することとし、さらに、

監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析態勢の向上に努めていく。

4 検査基本計画

監査事務所等モニタリング基本方針に基づき、監査事務所の規模、態様や被監査会社のリスクの程度に応じた、より効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、上記オフサイト・モニタリングとの一体的な運用により、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

本事務年度の検査においては、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢が、組織の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか、トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応が監査事務所の業務管理態勢等にどのような影響を与えているか、監査実施者が職業的懐疑心を発揮し監査手続を実施しているかの観点を重視し、以下のとおり、監査事務所の規模や態様に応じた検査を行う。

(1) 大手監査法人

大手監査法人については、大規模な上場会社の監査を多く行うなど資本市場において重要な役割を担っていることに鑑み、原則として毎年検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査を交互に実施する。）。フォローアップ検査の実施に当たっては、検査先の負担に配慮し、検査の効率的な実施に一層留意する。

なお、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、上記原則にとらわれずに機動的に検査を行うこととする。

大手監査法人は、数千人規模の職員を擁し、多数の部門・地方事務所によって構成される巨大な組織であるため、監査現場にまで品質管理や業務管理などを浸透させる態勢が重要である。特に、トップを含む経営層は監査事務所の組織風土に大きな影響を与えるため、その姿勢や行動が重要である。

上記を踏まえ、本事務年度の検査においては、以下の検証項目に重点を置く。

- ・ トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応及びそれらが監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢に与える影響等の検証
- ・ 監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築・強化した態勢（特に監督・評価機関）について、監査事務所の品質管理の確保・向上に資するものとなっているかの観点から、その実効性の検証。
- ・ 監査現場まで品質管理を浸透させているかの観点から、監査事務所の業務管

- 理態勢、特に本部品質管理部門と各事業部等との連携の状況の検証
- ・監査契約の新規の締結手続（特に大規模上場会社及びリスクの高いと思われる上場会社に係るもの）の適正性、大規模上場会社に関する監査契約の新規の締結等に伴う監査実施体制の編成が、監査事務所全体の監査品質に及ぼす影響の検証
- ・経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションの状況の検証
- ・海外事業を含めた企業の内部統制の評価、海外子会社を含むグループ監査の状況の検証
- ・財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、監査における不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証
- ・グローバルネットワークによる監視活動への対応状況の検証

（２）準大手監査法人

準大手監査法人については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っている一方、大手監査法人と比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられる。そのため、それらの整備状況を注視することとし、原則として３年ごとに検査を実施する。ただし、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を行うこととする。

本事務年度の検査においては、以下の検証項目に重点を置く。

- ・トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応及びそれらが監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢に与える影響等の検証
- ・監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築した態勢（特に監督・評価機関）について、監査事務所の品質管理の確保・向上に資するものとなっているかの観点から、その実効性の検証
- ・合併等により業容を拡大させている監査事務所について、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・被監査会社の国際化などのリスクに対応できる十分かつ適切な経験、能力等を含めた監査資源の検証
- ・グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況の検証
- ・経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションの状況の検証
- ・監査人の交代時における基準（監査事務所間の引継）等を踏まえた監査事務所としての対応状況の検証。大規模上場会社又はリスクの高いと思われる上

場会社に関する監査契約の新規の締結における、リスク評価等の適切性や監査実施態勢の検証

- ・財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、監査における不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証

(3) 中小規模監査事務所

中小規模監査事務所については、監査事務所の品質管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性などを確認するとともに、それらに影響を与えるトップの認識や関与、業務管理態勢も検証する。その際には、検出された不備が監査事務所のビジネスモデルに起因するものか、不備に対する改善の取組が対症的なものにとどまっていかに留意する。なお、検査対象先の選定に当たっては、協会の品質管理レビューの結果、被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討する。

本事務年度の検査においては、以下の検証項目に重点を置く。

- ・トップ及び社員の品質管理に対する認識、関与状況、組織の一体性などを含む業務管理態勢等の検証
- ・被監査会社のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力を含めた監査資源の検証
- ・職業的懐疑心が発揮されているかの観点から、特に収益認識及び会計上の見積りに係る監査手続並びに不正リスク評価等の検証
- ・経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーション、監査実施者への指導・監督状況、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・大規模上場会社又はリスクの高いと思われる上場会社に関する監査契約の新規の締結におけるリスク評価の適切性や監査実施態勢の検証
- ・監査における不正リスク対応基準への対応状況の検証
- ・グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況の検証
- ・品質管理レビューによる指摘等に対する改善状況の検証
- ・財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況の検証

5 モニタリング情報の提供

監査の品質の確保・向上のためには、監査事務所や被監査会社の監査役等に検査結果が的確に示されることに加え、モニタリングの成果を取りまとめた上で広く一般に情報提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことが重要である。

そのような観点から、取りまとめ及び情報提供に当たっては、以下の点に留意することとする。

ア 検査結果通知書については、監査事務所に指摘内容等が的確に伝達されるとともに、被監査会社の監査役等にも、当該監査事務所の品質管理の水準や業務管理態勢を含む指摘内容等が的確に伝わるよう、監査事務所や監査役等との対話等を通じて検査結果の記載内容の充実に努める。

また、被監査会社の内部統制の機能向上に資する観点から、監査役等が検査結果を有効に活用するよう、監査事務所と監査役等の連携を一層促していくこととする。

イ 審査会は、市場関係者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果等を図表中心に取りまとめたモニタリングレポートを平成 28 年から公表している。平成 29 年以降も毎年改訂を加えているところであるが、広く一般に理解されるよう利用者のニーズも踏まえながら、今後も情報の一層の充実や発信に努める。また、当該モニタリングレポートについては、記載内容を英訳し海外利用者に対する情報発信にも努める。

ウ 審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組に資するよう、検査で確認された事例等を取りまとめ、監査事務所検査結果事例集として平成 20 年から公表している。平成 21 年以降も最新の事例への入替えなど毎年改訂した上で公表しているが、今後も、監査事務所の改善取組の参考となるよう内容を見直していく。

また、当該事例集を活用した講演・説明会を、全国の協会地域会等で行っているところであるが、このような講演等に加え、市場関係者等に対して積極的に発信するとともに、当該事例集を英訳し海外利用者に対する情報発信にも努める。

以 上

公認会計士・監査審査会の勧告一覧

2 - 4

勧告年月日	監査法人・公認会計士
平成18年6月30日	あずさ監査法人
平成18年6月30日	監査法人トーマツ
平成18年6月30日	新日本監査法人
平成18年6月30日	中央青山監査法人
平成18年11月29日	有恒監査法人
平成19年3月28日	麴町監査法人
平成19年7月5日	東陽監査法人
平成19年10月25日	なごみ監査法人
平成20年2月7日	KDA監査法人
平成20年3月5日	六本木監査法人
平成20年3月28日	福北監査法人
平成20年4月16日	監査法人夏目事務所
平成21年2月17日	監査法人ウイングパートナーズ
平成21年11月17日	プライム監査法人
平成22年7月13日	永昌監査法人
平成23年6月7日	堂島監査法人
平成24年2月1日	ロイヤル監査法人
平成24年11月22日	阪神公認会計士共同事務所
平成26年2月24日	東京中央監査法人
平成26年6月13日	清和監査法人
平成26年7月11日	九段監査法人
平成26年10月24日	才和有限責任監査法人
平成27年1月30日	監査法人セントラル
平成27年3月20日	有限責任クロスティア監査法人
平成27年6月19日	仁智監査法人
平成27年12月15日	新日本有限責任監査法人
平成28年1月12日	明誠有限責任監査法人
平成28年3月24日	KDA監査法人
平成28年11月9日	監査法人よつば総合事務所
平成29年6月8日	監査法人アリア
平成30年5月18日	監査法人アヴァンティア
令和元年7月5日	清流監査法人
令和元年12月6日	監査法人大手門会計事務所

清流監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

令和元年7月5日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第49条の3第2項の規定に基づき、清流監査法人（法人番号 8011205001626、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第41条の2の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 業務管理態勢

当監査法人は、社員5名、非常勤職員を中心とした監査補助者等により構成されているが、総括代表社員を除く社員は、それぞれの個人事務所等の業務を主としており、当監査法人の業務への関与は低く、総括代表社員が品質管理担当責任者を兼務している。

また、当監査法人は、設立以来、特定の個人により実質的に支配されている企業グループを主な被監査会社とし、その監査報酬は当監査法人の業務収入の大部分を占めている。

当監査法人の監査業務は、社員2名がそれぞれ審査又は定期的な検証の専任であることから、総括代表社員を含む3名の社員を中心に実施されている。また、監査補助者は主に非常勤職員で構成され、業務執行社員が主査を担当する監査業務もあるなど監査実施態勢は十分ではない。この点について、総括代表社員は、当監査法人の強みを、経験を積んだ公認会計士を基本に監査チームを編成していることであると、社員及び職員のこれまでの経験に依存した運営を継続しており、品質管理態勢を十分に整備する必要性を認識していない。

このような状況において、当監査法人は、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の平成29年度品質管理レビューにおいて限定事項を付されており、総括代表社員は、限定事項とされた関連当事者取引の不備の根本原因を会計基準や監査の基準の理解不足にあると認識している。

しかしながら、下記2.に記載するとおり、その改善は、チェックリストの整備等の対症療法的な対応であり、知識や能力の向上を各自に委ねており、適切な教育・訓練態勢を構築していない。また、限定事項とされた審査態勢や定期的な検証等の実施態勢の改善を検討していない。

そのため、下記3.に記載するとおり、今回審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務の業務執行社員及び監査補助者において、会計基準及び現行の監査の基準が求める水準の理解が不足している状況、職業的懐疑心が発揮できていない状況がみられ、それらに起因する重要な不備を含む不備が広範かつ多数認められている。

また、総括代表社員以外の社員は、当監査法人の業務運営を総括代表社員に委ね、重要事項の意思決定に十分に関与していない。そのため、財務諸表等の訂正要否や監査契約の新規の締結の審査などの重要事項が社員会に付議されているにもかかわらず、十分に検討されることなく承認されるなど社員会の機能が発揮されていない。

このように、総括代表社員においては、法人トップとして組織的に監査の品質を確保するという意識に欠けており、当監査法人の監査業務の現状を踏まえた実効的な品質管理のシステムを構築するためにリーダーシップを発揮していない。また、総括代表社員以外の社員においては、当監査法人の業務運営、品質管理のシステムの整備及び運用を総括代表社員に委ね、これに関与するという意識に乏しく、社員としての職責を十分に果たしていない。

2. 品質管理態勢

(前回審査会検査及び品質管理レビューでの指摘事項に対する改善状況)

総括代表社員は、前回審査会検査及び平成 29 年度品質管理レビューでの指摘事項を踏まえた対応として、全社員及び職員を対象として品質管理レビュー等の結果報告会を開催し、指摘事項を周知するとともに、指摘事項を反映したチェックリストを作成し、業務執行社員が当該チェックリストを用いて改善状況を確認する等の改善措置を指示している。

しかしながら、総括代表社員は、社員及び職員が会計基準や監査の基準を十分に理解していないことを個別監査業務における不備の根本原因として認識していたにもかかわらず、法人内での指示やチェックリストは、指摘事項に直接対応する対症療法的な内容にとどまっており、認識していた根本原因に対応したものとしていない。

また、平成 29 年度品質管理レビューにおいて、「指示と監督及び監査調書の査閲並びに監査業務の審査、定期的な検証」について限定事項とされているが、これに対する改善は、限定事項の理由とされた関連当事者取引を重点的に確認する等の措置のみにとどまっており、総括代表社員は、審査、定期的な検証等の実施態勢の改善を検討していない。

このように、いずれの取組も不十分であることから、今回審査会検査で検証した個別監査業務の全てにおいて、これまでの品質管理レビュー等での指摘事項と同様の不備が繰り返されている。

(監査契約の新規の締結及び更新)

当監査法人は、監査契約の新規の締結及び更新に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めているが、業務執行社員予定者の選任、独立性の確認、リスク評価などについて具体的な実施手続を整備していない。

また、前回審査会検査において監査契約の新規の締結に伴うリスク評価の不備について指摘を受けているが、今回審査会検査においても監査契約の新規の締結に当たり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況に係る検討が不足しており、また、主要な経営者、監査役等の異動をリスクとして識別していないなど、リスク評価が不十分である。

さらに、限定事項付き結論となった平成 29 年度品質管理レビューの結果を会計監査人の選任議案の決定権限を有する監査役等に書面で伝達していない。

(監査実施者の教育・訓練)

監査実施者の教育・訓練を担当する総括代表社員は、前回審査会検査及び平成 29 年度品質管理レビューにおいて指摘された不備には、社員及び職員の会計基準及び監査の基準の理解不足に起因するものがあると認識している。このような認識の下、総括代表社員は、自ら出席した協会研修のうち業務上重要と判断した研修資料を社員及び職員へのメール等で共有し、また、専門要員の年間 40 単位以上の継続的専門研修の履修を確認したとしている。

しかしながら、今回審査会検査においても、会計基準及び監査の基準の理解不足に起因した不備が多数生じており、当監査法人の教育・訓練は実効性のあるものとなっていない。

(監査業務に係る審査)

当監査法人は、特定の社員を審査担当責任者として選任し、全ての監査業務の審査を担当させている。

当該審査担当責任者は、審査で気付いた点を監査チームに伝達するにとどまり、最終的な判断を業務執行社員に委ねていること、監査チームの説明に過度に依存し、監査調書に基づいた客観的な検証が不足していることなどから、今回審査会検査において指摘した重要な不備を指摘できていない。

このように、平成 29 年度品質管理レビューにおいて限定事項とされた後も、審査担当責任者は、審査の職責を果たしておらず、当監査法人の審査態勢は十分に機能していない。また、総括代表社員は、限定事項とされた後も、このような審査態勢の改善を検討していない。

(品質管理のシステムの監視)

当監査法人は、特定の社員を定期的な検証担当責任者として選任し、日常的監視及び監査業務の定期的な検証の全てを担当させている。

当該定期的な検証担当責任者は、日常的監視において、内部規程の内容を十分に確認しておらず、定期的な検証業務においては、会計上の論点を中心に検証し、監査証拠の適切性及び十分性の観点からの検証が不足している。このようなことから、今回審査会検査において認められた内部規程等の整備及び運用状況に係る不備や個別監査業務の重要な不備を看過しており、定期的な検証担当責任者が実施する、日常的監視及び定期的な検証による品質管理システムの監視は不十分である。また、総括代表社員は、定期的な検証について平成 29 年度品質管理レビューにおいて限定事項とされた後も、このような実施態勢の改善を検討していない。

このように、当監査法人の品質管理態勢は、前回審査会検査及び品質管理レビューでの指摘事項に対する改善状況、監査契約の新規の締結及び更新並びに監査業務に係る審査に重要な不備が認められるほか、広範に不備が認められており、著しく不十分である。

3. 個別監査業務

総括代表社員を含む業務執行社員及び監査補助者は、会計基準及び現行の監査の基準が求める水準の理解が不足している。そのため、固定資産の減損会計における兆候判定の誤りや株式移転の会計処理の誤りを見落としている事例、関連当事者取引の開示や連結財務諸表に関する会計基準に従った連結範囲の検討が不足している事例などの重要な不備が認められる。

また、当監査法人の主な被監査会社は、特定の個人により実質的に支配されており、関連当事者間で多様な取引が行われている状況にあるが、総括代表社員を含む業務執行社員及び監査補助者は、関連当事者取引の検討や会計上の見積りの監査などにおいて、職業的懐疑心が不足している。そのため、当該特定の個人との通例ではない重要な取引を批判的に検討していない事例、工事進行基準の適用における会計上の見積りの検討が不足している事例などの重要な不備が認められる。

上記のような重要な不備は今回審査会検査で検証対象とした個別監査業務の全てにみられる。そのほか重要な不備ではないものの、被監査会社が作成した情報の信頼性を評価していない事例、経営者が利用する専門家の適性・能力及び客観性の評価が不足している事例、不正リスクを識別している売上高の実証手続が不足している事例、監査報告書日後に実施した手続を監査報告書日前に実施したように監査調書に記載している事例など、不備が広範かつ多数認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不十分なものとなっている。

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局

審査検査室

(代表) 03-3506-6000 (内線 2485)

監査法人大手門会計事務所に対する検査結果に基づく勧告について

令和元年12月6日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第49条の3第2項の規定に基づき、監査法人大手門会計事務所（法人番号9010005003922、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第41条の2の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 業務管理態勢

当監査法人は、代表社員3名、社員5名、公認会計士である常勤職員を中心とした監査補助者等による約20名の人員で構成されている。

当監査法人は、長年にわたって上場会社10数社を被監査会社としているとともに、近年、上場会社数社との新規の監査契約の締結を行っている。

こうした中、当監査法人の最高経営責任者は、人員が不足していると認識しており、また、品質管理の維持及び強化を、当監査法人の経営方針の最優先事項としている。

しかしながら、最高経営責任者は、実際には、監査報告書の提出期限内に、無限定適正意見を表明することを最優先と考え、職業的専門家としての正当な注意を払っておらず、また、財務諸表の信頼性を担保するという監査法人として社会から期待された役割と責任を果たす意識が不足していた。

また、品質管理担当責任者を含むその他の代表社員及び社員は、最高経営責任者の考えに同調し、業務管理態勢及び品質管理の基準が求める品質管理態勢が組織的に機能するような最高経営責任者を含む他の社員への牽制をしておらず、相互牽制という監査法人の社員としての職責を果たす意識が希薄であった。

さらに、最高経営責任者を含む代表社員及び社員は、監査の基準全般、職業倫理及び独立性に関する法令等、監査の基準並びに監査法人として適切な業務管理態勢及び品質管理態勢を整備するために必要な法令及び基準の理解が不足しており、被監査会社のリスクに応じた監査業務が実施できる水準に達していなかった。

こうしたことから、特定の監査業務において、最高経営責任者を含む業務執行社員が、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったと認識しながら、無限定適正意見を表明している極めて不適切な状況が認められている。

また、2.に記載するとおり、監査契約の新規の締結、更新に伴うリスク評価等が不十分であること、実効性のある審査実施態勢が構築されていないこと、整理期限を経過した監査調書を合理的な理由なく修正又は追加できるような状況を容認していること、公認会計士法で禁止されている社員の競業があることなど、品質管理態勢において重要な不備を含む不備が広範かつ多数認められている。

さらに、3.に記載するとおり、今回公認会計士・監査審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に、会計基準及び監査の基準の

理解が不足している状況、職業的懐疑心が欠如している状況がみられ、それらに起因する重要な不備を含む不備が広範かつ多数認められている。

2. 品質管理態勢

(監査契約の新規の締結及び更新)

当監査法人の代表社員及び社員は、監査リスクの高い上場会社の監査業務を引き継いでいるが、前任監査人が実施した過年度の監査で識別されなかった虚偽表示が存在する可能性について、監査契約の新規の締結に伴うリスクとして識別していないなど、リスク評価が不十分である。

また、適切な勤怠管理を行っていないことから、監査契約の新規の締結に当たって、監査実施者の時間を合理的に確保できているかを十分に評価していない。

さらに、監査契約の更新の際のリスクの評価に当たり、特定の被監査会社について監査意見を表明するために必要な情報を入手できない状況、及び継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況を認識しているにもかかわらず、リスクとして識別していない。

(監査業務に係る審査)

当監査法人は、審査の対象となる監査業務に関与しない代表社員又は社員を、審査担当社員として選任している。しかしながら、複数の審査担当社員が、品質管理の基準及び監査の基準を十分に理解しておらず、業務執行社員の説明を過度に信頼し、監査調書を十分に検証しないまま審査を終了する等、適切な審査が実施されていない。その結果、今回審査会検査において指摘した重要な不備を指摘できていない。

(監査調書の整理・管理・保存)

最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、監査報告書を発行するための基礎を得たことを示す記録である監査調書について、監査実施日及び査閲日の情報を記載せず、また、最終的な整理期限後であっても、合理的な理由なく修正又は追加できる状況にあることを容認している。

(法令等遵守態勢)

一部の社員が、当監査法人の社員であるにもかかわらず、自身の個人事務所で監査業務を実施しており、公認会計士法で禁止されている社員の競業の状況にある。また、当監査法人は、当該状況を看過している。

このように、当監査法人の品質管理態勢については、監査契約の新規の締結及び更新、監査業務に係る審査、監査調書の整理・管理・保存並びに法令等遵守態勢について重要な不備が認められるほか、広範に不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

3. 個別監査業務

最高経営責任者を含む業務執行社員は、十分かつ適切な監査証拠が入手できなかったとしても、監査報告書の提出期限内に無限定適正意見を表明することが最優先であると考えていた。そのため、財務諸表等及び内部統制報告書の監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手していないと認識しながら、無限定適正意見を表明しているほか、訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に係るリスク評価が不十分、特別な検討を必要とするリスクを識別した売上高、売掛金等の実証手続が不十分であるなどの重要な不備が認められる。

また、最高経営責任者を含む業務執行社員及び監査補助者は、会計基準及び監査の基準の理解が不足している。そのため、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような

事象又は状況に対する検証が不十分であるなどの重要な不備が認められる。

さらに、最高経営責任者を含む業務執行社員及び監査補助者は、被監査会社から提出された資料を追認するのみであり、職業的懐疑心が欠如している。そのため、企業環境の理解を通じたリスク評価が不十分、被監査会社の期末日付近の通例でない重要な取引に関する検討が不十分、不正リスクの評価及び対応手続が不十分、棚卸資産及び固定資産の評価等の会計上の見積りに関する検討が不十分、全社的な決算・財務報告プロセスに係る監査手続が不十分、連結子会社に対する監査手続が不十分であるなどの重要な不備が認められる。

上記のような重要な不備は今回審査会検査で検証対象とした個別監査業務の全てにみられる。そのほか重要な不備ではないものの、グループ監査の監査計画におけるリスク評価が不十分、売上高等の損益勘定に対する監査手続が不十分、棚卸資産等の貸借対照表残高に対する監査手続が不十分、引当金の検討が不十分、仕訳テストが不十分、関連当事者との取引に関する検討が不十分、監査役等とのコミュニケーションが不十分であるなど、不備が広範かつ多数認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

お問い合わせ先
公認会計士・監査審査会事務局
審査検査室
(代表) 03-3506-6000 (内線 2485)

平成 21 年 9 月 14 日
金 融 庁
公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

I 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり^(注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等^(注3)として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注4)による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書(同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む)及び添付書類

(注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注5)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注5) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第34条の35第1項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

検査結果事例集についての講演の実施状況

(1) 日本公認会計士協会本部及び協会地域会における講演

開催日	場所		講師
令和元年 10月 7日	近畿会	大阪府	櫻井会長・主任検査官 又は検査官
10月 8日	東海会	愛知県	
10月18日	北陸会	石川県	
10月23日	日本公認会計士協会本部	東京都	
10月28日	北海道会	北海道	
11月11日	南九州会	熊本県	
11月15日	沖縄会	沖縄県	
11月26日	中国会	広島県	
12月17日	東北会	宮城県	
令和2年 1月10日	東京会	東京都	
1月21日	四国会	香川県	

(2) 日本監査役協会における講演

開催日	場所		講師
令和元年 12月10日	日本監査役協会	東京都	櫻井会長・主任検査官
12月11日			

(3) 日本内部監査協会における講演

開催日	場所		講師
令和2年 1月27日	日本内部監査協会	大阪府	松井委員・主任検査官
2月 3日		東京都	

平成 28 年 3 月 24 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上（抄） ～大規模監査法人を中心に～

1～3 省略

4. 今後の対応

上記の問題認識及び調査結果報告を踏まえ、審査会は、今後、以下の対応を進めていくこととする。

なお、以下の対応とともに、質の高い検査官を十分に確保することは、検査の実効性の維持・向上に不可欠である。審査会検査においては、その専門性に鑑み、任期付職員の公認会計士の役割が重要となっているところ、審査会検査に検査官として従事した経験が、その後の公認会計士業務の質の向上につながるなど、公認会計士としての魅力的なキャリアパスとして認識されるよう、審査会として努めていく。

(1) 検査の機動的な実施

モニタリング基本計画において、大手・準大手監査法人については、2ないし3年に1度定期的に検査を実施することとしている。このため、被監査会社に会計上の重大な問題が懸念される状況があり、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所の品質管理体制を早急に確認する必要がある場合においても、次の定期的検査まで検証が行えないのではないかと危惧が示されている。

したがって、そのような状況において、当該監査事務所の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施することを明確にする必要がある。

具体的には、協会の品質管理レビュー結果を踏まえ、監査事務所の品質管理を検証するという法的枠組を前提としつつ、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所等の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施することとし、その方針を平成 28 年度のモニタリング基本計画等において明確化する。

(2) 大手監査法人に係る検査のフォローアップの強化

既述のとおり、大手監査法人については、2年ごとに検査が実施されること等から、次回検査時に前回検査のフォローアップを実施しているところであるが、近時の大手監査法人に対する検査において、前回検査と同様又は同種の不備を繰り返し指摘している状況にある。

このような大手監査法人の検査結果をみると、フォローアップの強化にあたっては、品質管理体制面の整備状況よりも、改善策が組織末端まで浸透しているかどうか等の運用面に重点を置いた検証をすることがより有効である。これを踏まえると、フォローアップの手法としては、検査において重要な不備事項が指摘された場合には、オフサイトである報告徴収ではなく、当該検査の翌年にオンサイトである立入検査により改善状況を検証することが適当である。【平成 28 事務年度検査から実施】

その場合、フォローアップの検査も含めて、毎年検査を実施することとなるため、フォローアップ検査の検査体制、検証範囲の絞り込み、報告書の簡素化を行うなど、効率的・効果的な実施に留意する。【平成 28 事務年度検査から実施】

(3) 協会との適切な役割分担等

- ① 監査事務所の監査の品質管理の検証は、協会の品質管理レビュー及び同レビューを踏まえた審査会の検査の双方で実施しているところである。審査会は大手監査法人において特に重要であるガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢につき深度ある検査を実施している一方で、協会は、中小を含めたすべての監査事務所を対象として定期的に品質管理レビューを実施している。こうした審査会、協会双方の検証の特性を活かした役割分担により、監査事務所に対する検証を全体として最大限の効果を発揮するものとする。

【継続的検討】

- ② 審査会検査官と協会の品質管理レビューアーとは、これまでも意見交換等を通じ、品質管理レビューの一層の充実を働きかけるとともに検査官の能力・知見の向上を図ってきた。このような意見交換等は、検査官及びレビューアーの能力等の向上に資するものであるため、今後も継続的に実施していく。

(4) 検査手法の向上

検査の実効性を向上させるためには、検査手法についても、より効果的・効率的なものとなるよう工夫することが必要である。

特に大手監査法人は、数千人規模の職員を擁する巨大な組織であり、上場被監査会社も数百社有している。したがって、大手監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を、より効果的・効率的に行えるように重点を置いて取り組む。

- ① 大手監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を、より効果的・効率的に行うための取組み

ガバナンス体制等の検証に必要な定性・定量の情報を、報告徴収により継続的に入手することとする。また、入手した情報を分析し、監査法人内部やグローバルネットワークの取組みも参考にし、検査の着眼や検査官の目線の形成に監査品質指標として活用することを検討する。

【平成 28 事務年度から実施】

- ② 個別監査業務に係るリスクベースの検査手法向上のための取組み

業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析など、リスク評価手法を一層充実させるとともに、その効果を検証し、継続的に見直していくこととする。

【平成 28 事務年度から実施】

- ③ 監査法人のガバナンス・コードが策定された場合には、ガバナンスの向上につながるなどの観点から、その対応状況を検証することを検討する。

(5) 検査結果の取扱い（監査の品質の見える化）

検査先が検査における指摘事項を適切に改善するためには、指摘内容等が的確に検査先に対して伝達されることが重要である。

また、財務書類の作成責任は経営者にあることに鑑み、監査役等に対する検査結果の開示を通じて、被監査会社における会計上の問題点の改善に資するものとする必要がある。さらに、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードの策定等を受け、監査役等の会計監査に関する責任が拡充していることから、監査役等による審査会検査結果の利用の重要性も増している。

このようなことを踏まえ、被監査会社等に対して、検査結果及び検査関連情報を的確に伝達するため、以下のような取組みを行う。

① 検査結果通知の記述方法について、以下の観点から見直す。

- ・ 検査先に問題点を具体的かつ的確に伝達し、適切な改善がなされる内容とすること
- ・ 検査結果の開示を受けた第三者、特に監査役にとって有効に活用できるよう、指摘内容の明瞭性、比較可能性の向上等を図ること

【平成 28 事務年度から実施】

なお、個別の検査結果の開示範囲の拡大については、将来的な検討課題とする。

② 広く一般に提供される監査の品質に係る情報を充実させる観点から、検査結果事例集を毎事務年度見直し、公表しているが、同事例集において大手監査法人に係る指摘事例とその他の監査法人に係るものを区別することとする。また、検査その他のモニタリングの成果については、監査の品質の確保・向上に資すると考えられる場合には、その内容を整理し、新たにモニタリングレポートとして取りまとめ、公表することとする。

【平成 27 事務年度検査等の状況から対応】

(以上)

公認会計士試験制度の概要

受験資格

受験資格の制限なし。年齢、学歴等にかかわらず受験可能

受験地

東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県

短答式試験

年2回(第Ⅰ回12月上旬、第Ⅱ回5月下旬)実施

試験科目

■財務会計論 ■管理会計論 ■監査論 ■企業法

短答式試験合格

合格者は、翌年及び翌々年の2年間、短答式試験の免除を受けることが可能

論文式試験

年1回(8月中下旬)実施

試験科目

必須科目 ■会計学 ■監査論 ■企業法 ■租税法
 選択科目 ■経営学 ■経済学 ■民法 ■統計学

(以上の4科目から1科目選択)

※論文式試験で不合格になった場合でも、公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た科目については、翌年及び翌々年の2年間、当該科目の免除を受けることが可能

公認会計士試験合格

登録

○2年以上の実務経験

業務補助 又は 実務従事 ※試験合格の前に行うことも可

○実務補習

公認会計士となるのに必要な技能を取得(講習を受け、必要な単位を取得)
 ※日本公認会計士協会による修了考査を含む

(注)実務経験

- ①業務補助 監査証明業務について公認会計士又は監査法人を補助
- ②実務従事 財務に関する監査、分析、その他の実務に従事
 (実務従事に該当する業務の例:企業における経理、予算管理、原価計算、企業財務分析や財務コンサルタントなど。単純な経理事務等は除く。)

公 認 会 計 士

試験結果の概要

(平成31年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験)

(1) 願書提出者数
9,531人

(2) 答案提出者数
5,604人(注)

(注) 願書提出者数と答案提出者数の差の内訳

- ・ 欠席者数 1,941人(第Ⅱ回短答式試験の受験予定科目の全てを欠席した者)
- ・ 短答式試験免除者数 1,986人
 - うち 平成29年又は平成30年短答式試験合格者 1,707人
 - うち 司法試験合格者や大学教授等 209人
 - うち 旧第二次試験合格者 70人

(3) 合格者数
709人

- ・ 総点数の63%以上を取得した者

(4) 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		42.6%
科目別	財務会計論	43.0%
	管理会計論	37.4%
	監査論	42.9%
	企業法	46.4%

第 I 回及び第 II 回短答式試験の属人ベースでの試験結果 (平成 31 年公認会計士試験)

(1) 願書提出者数
12,532 人

(2) 答案提出者数
7,975 人 (注)

(注) 願書提出者数と答案提出者数の差の内訳

- ・ 欠席者数 2,588 人 (第 I 回及び第 II 回短答式試験の受験予定科目の全てを欠席した者)
- ・ 短答式試験免除者数 1,986 人

(3) 合格者数 (第 I 回及び第 II 回の合算)
1,806 人

- ・ 第 I 回短答式試験において 1,097 人
- ・ 第 II 回短答式試験において 709 人

(4) 論文式試験受験予定者数
3,792 人

- ・ 短答式試験合格者 1,806 人
- ・ 短答式試験免除者 1,986 人

うち 平成 29 年又は平成 30 年短答式試験合格者 1,707 人
うち 司法試験合格者や大学教授等 209 人
うち 旧第二次試験合格者 70 人

(注) 属人ベースとは、平成 31 年第 I 回短答式試験及び同第 II 回短答式試験のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

令和元年公認会計士試験の合格発表の概要について

1. 試験結果の概要

(1) 願書提出者数

12,532 人 (注) 男性 9,475 人 女性 3,057 人 女性比率 24.4%

(注)令和元(平成31)年の願書提出者数は、第Ⅰ回短答式試験における願書提出者が8,515人、第Ⅱ回短答式試験における願書提出者が9,531人となっているところ、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

(2) 論文式試験受験者数

3,792 人

(注)論文式試験の受験予定科目全てを欠席した者 395 人

(3) 論文式試験合格者数

1,337 人(対前年比 32 人増) 男性 1,022 人 女性 315 人 女性比率 23.6%
合格率 10.7%(対前年比 0.4 ポイント減)

(4) 参考資料

令和元年公認会計士試験論文式試験の得点階層分布表(総合得点比率)(別紙)

【令和元年公認会計士試験結果】

区 分	令和元年(平成31年)試験	平成30年試験
願書提出者数(a)	12,532 人	11,742 人
短答式試験受験者数	10,563 人	10,153 人
短答式試験合格者数	1,806 人	2,065 人
論文式試験受験者数	3,792 人	3,678 人
最終合格者数(b)	1,337 人	1,305 人
合格率(b/a)	10.7%	11.1%

※令和元年(平成31年)試験の短答式試験免除者は1,986人。

2. 合格者の概要

(1) 合格者

- 52.0%以上の得点比率を取得した者
- ただし、試験科目のうち1科目につき得点比率が 40%未満のものがある場合は不合格

(2) 合格者の年齢

- 合格者の平均年齢は 25.2 歳
- 最高年齢は 62 歳、最低年齢は 18 歳

(3) 合格者の職業

- 「学生」及び「専修学校・各種学校受講生」が 921 人(構成比 68.9%)
- 「会社員」は 83 人(構成比 6.2%)

3. 一部科目免除資格取得者の概要

論文式試験の一部の試験科目について、合格発表の日から起算して2年を経過する論文式試験まで免除を受けることができる一部科目免除資格取得者は 487 人(属人ベース)

(注)科目別の免除資格取得者の延べ人数ベースでは 567 人

令和元年公認会計士試験論文式試験の得点階層分布表(総合得点比率)

階層	論文式試験受験者			40%未満の科目がある者(注1)		40%未満の科目がある者を除いた場合		
	人員	累計	論文式試験 受験者に対 する累計人 数の割合	人員	累計	人員 (A)-(D)	累計 (B)-(E)	論文式試験 受験者に対 する累計人 数の割合
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
	人	人	%	人	人	人	人	%
70%以上	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
69%	1	1	0.00	0	0	1	1	0.03
68%	0	1	0.03	0	0	0	1	0.03
67%	1	2	0.03	0	0	1	2	0.05
66%	0	2	0.05	0	0	0	2	0.05
65%	3	5	0.16	0	0	3	5	0.13
64%	8	13	0.44	0	0	8	13	0.34
63%	18	31	0.79	0	0	18	31	0.82
62%	24	55	1.47	0	0	24	55	1.45
61%	29	84	2.50	0	0	29	84	2.22
60%	53	137	3.97	0	0	53	137	3.61
59%	77	214	5.74	0	0	77	214	5.64
58%	89	303	8.29	0	0	89	303	7.99
57%	113	416	11.39	0	0	113	416	10.97
56%	137	553	15.55	0	0	137	553	14.58
55%	172	725	20.39	1	1	171	724	19.09
54%	198	923	25.29	1	2	197	921	24.29
53%	219	1,142	30.72	2	4	217	1,138	30.01
52%	207	1,349	35.78	8	12	199	1,337	35.26
51%	232	1,581	41.52	17	29	215	1,552	40.93
50%	228	1,809	45.95	14	43	214	1,766	46.57
49%	169	1,978	50.73	21	64	148	1,914	50.47
48%	161	2,139	55.87	29	93	132	2,046	53.96
47%	154	2,293	59.24	34	127	120	2,166	57.12
46%	139	2,432	63.02	45	172	94	2,260	59.60
45%	126	2,558	66.37	52	224	74	2,334	61.55
44%	117	2,675	68.87	75	299	42	2,376	62.66
43%	80	2,755	71.42	71	370	9	2,385	62.90
42%	96	2,851	73.30	89	459	7	2,392	63.08
41%	55	2,906	75.15	54	513	1	2,393	63.11
40%	58	2,964	76.37	57	570	1	2,394	63.13
39%	52	3,016	77.71	52	622	0	2,394	63.13
38%	31	3,047	78.96	31	653	0	2,394	63.13
37%	28	3,075	80.04	28	681	0	2,394	63.13
36%	24	3,099	80.64	24	705	0	2,394	63.13
35%	32	3,131	81.32	32	737	0	2,394	63.13
34%	19	3,150	82.00	19	756	0	2,394	63.13
33%	24	3,174	82.79	24	780	0	2,394	63.13
32%	13	3,187	83.20	13	793	0	2,394	63.13
31%	12	3,199	83.69	12	805	0	2,394	63.13
30%	20	3,219	83.90	20	825	0	2,394	63.13
29%	12	3,231	84.28	12	837	0	2,394	63.13
28%	14	3,245	84.61	14	851	0	2,394	63.13
27%	9	3,254	84.86	9	860	0	2,394	63.13
26%	6	3,260	85.18	6	866	0	2,394	63.13
25%	9	3,269	85.35	9	875	0	2,394	63.13
24%	6	3,275	85.56	6	881	0	2,394	63.13
23%	6	3,281	85.78	6	887	0	2,394	63.13
22%	3	3,284	85.94	3	890	0	2,394	63.13
21%	2	3,286	86.16	2	892	0	2,394	63.13

階 層	論文式試験受験者			40%未満の科目がある者(注1)	40%未満の科目がある者を除いた場合			
	人員	累計	論文式試験 受験者に対 する累計人 数の割合	人員	累計	人員 (A)－(D)	累計 (B)－(E)	論文式試験 受験者に対 する累計人 数の割合
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
	人	人	%	人	人	人	人	%
20%	3	3,289	86.27	3	895	0	2,394	63.13
19%	3	3,292	86.38	3	898	0	2,394	63.13
18%	4	3,296	86.70	4	902	0	2,394	63.13
17%	9	3,305	86.87	9	911	0	2,394	63.13
16%	5	3,310	87.09	5	916	0	2,394	63.13
15%	3	3,313	87.30	3	919	0	2,394	63.13
14%	3	3,316	87.38	3	922	0	2,394	63.13
13%	8	3,324	87.66	8	930	0	2,394	63.13
12%	9	3,333	88.04	9	939	0	2,394	63.13
11%	7	3,340	88.12	7	946	0	2,394	63.13
10%	3	3,343	88.28	3	949	0	2,394	63.13
9%	8	3,351	88.42	8	957	0	2,394	63.13
8%	7	3,358	88.69	7	964	0	2,394	63.13
7%	7	3,365	89.04	7	971	0	2,394	63.13
6%	13	3,378	89.53	13	984	0	2,394	63.13
5%	13	3,391	89.75	13	997	0	2,394	63.13
4%	2	3,393	89.83	2	999	0	2,394	63.13
3%	1	3,394	89.91	1	1,000	0	2,394	63.13
2%	3	3,397	89.99	3	1,003	0	2,394	63.13
1%	0	3,397	90.02	0	1,003	0	2,394	63.13
0%	0	3,792	100.00	0	1,003	0	2,394	63.13
欠席者	395	3,792	100.00	395	1,398	0	2,394	63.13

(注1)1科目につき得点比率が40%未満の科目がある者の人数。

(注2)各階層については、例えば、階層が「50%」の場合は、50%以上51%未満の人数。他の階層も同様。

令和元年公認会計士試験

合格者調

1. 年別合格者調

	願 書 提 出 者 (A)	論 文 式 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				(C)／(A)	(C)／(B)
	人	人	人	%	%
平成 18年	20,796 (16,311)	9,617 (5,132)	3,108 (1,372)	14.9 (8.4)	32.3 (26.7)
平成 19年	20,926 (18,220)	9,026 (6,320)	4,041 (2,695)	19.3 (14.8)	44.8 (42.6)
平成 20年	21,168 (19,736)	8,463 (7,034)	3,625 (3,024)	17.1 (15.3)	42.8 (43.0)
平成 21年	21,255 (20,443)	6,173 (5,361)	2,229 (1,916)	10.5 (9.4)	36.1 (35.7)
平成 22年	25,648 (25,147)	5,512 (5,011)	2,041 (1,923)	8.0 (7.6)	37.0 (38.4)
平成 23年	23,151 (22,773)	4,632 (4,254)	1,511 (1,447)	6.5 (6.4)	32.6 (34.0)
平成 24年	17,894 (17,609)	3,542 (3,257)	1,347 (1,301)	7.5 (7.4)	38.0 (39.9)
平成 25年	13,224 (13,016)	3,277 (3,069)	1,178 (1,149)	8.9 (8.8)	35.9 (37.4)
平成 26年	10,870 (10,712)	2,994 (2,836)	1,102 (1,076)	10.1 (10.0)	36.8 (37.9)
平成 27年	10,180 (10,050)	3,086 (2,956)	1,051 (1,030)	10.3 (10.2)	34.1 (34.8)
平成 28年	10,256 (10,139)	3,138 (3,021)	1,108 (1,098)	10.8 (10.8)	35.3 (36.3)
平成 29年	11,032 (10,939)	3,306 (3,213)	1,231 (1,215)	11.2 (11.1)	37.2 (37.8)
平成 30年	11,742 (11,666)	3,678 (3,602)	1,305 (1,294)	11.1 (11.1)	35.5 (35.9)
令和元年	12,532 (12,462)	3,792 (3,722)	1,337 (1,331)	10.7 (10.7)	35.3 (35.8)
合計	230,674	70,236	26,214	11.4	37.3

(注1) 令和元年合格者中、最高年齢62歳、最低年齢18歳、女性315人。

(注2) 表中()内の数値は、旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を除いたものであり、当該試験年の短答式試験受験者のほか、前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者並びに司法試験合格者等の短答式試験免除者を合計したもの。

(注3) 令和元(平成31)年の願書提出者は、第I回短答式試験における願書提出者が8,515人、第II回短答式試験における願書提出者が9,531人となっているところ、第I回、第II回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

2. 年齢別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
20歳未満	238	43	24	10.1	55.8	1.8
20歳以上25歳未満	5,029	1,545	769	15.3	49.8	57.5
25歳以上30歳未満	2,660	832	308	11.6	37.0	23.0
30歳以上35歳未満	1,747	555	142	8.1	25.6	10.6
35歳以上40歳未満	1,170	357	58	5.0	16.2	4.3
40歳以上45歳未満	677	179	23	3.4	12.8	1.7
45歳以上50歳未満	423	109	8	1.9	7.3	0.6
50歳以上55歳未満	247	71	2	0.8	2.8	0.1
55歳以上60歳未満	161	49	2	1.2	4.1	0.1
60歳以上65歳未満	82	24	1	1.2	4.2	0.1
65歳以上	98	28	0	0.0	0.0	0.0
合 計	12,532	3,792	1,337	10.7	35.3	100.0

(注1) 令和元年11月15日時点の年齢によるもの。

(注2) 合格者構成比の合計欄の値は、端数処理の関係で各区分の合計と一致しない。

3. 学歴別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
大 学 院 修 了	802	296	56	7.0	18.9	4.2
会 計 専 門 職 大 学 院 修 了	729	461	64	8.8	13.9	4.8
大 学 院 在 学	92	23	12	13.0	52.2	0.9
会 計 専 門 職 大 学 院 在 学	134	49	14	10.4	28.6	1.0
大 学 卒 業 (短大含む)	5,659	1,633	552	9.8	33.8	41.3
大 学 在 学 (短大含む)	3,613	981	530	14.7	54.0	39.6
高 校 卒 業	1,172	261	85	7.3	32.6	6.4
そ の 他	331	88	24	7.3	27.3	1.8
合 計	12,532	3,792	1,337	10.7	35.3	100.0

(注1) 第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。

(注2) 大学院の「修了」、大学及び高校の「卒業」には、見込者を含む。

4. 職業別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
会 計 士 補	67	61	4	6.0	6.6	0.3
会 計 事 務 所 員	673	251	83	12.3	33.1	6.2
税 理 士	52	24	1	1.9	4.2	0.1
会 社 員	2,362	419	83	3.5	19.8	6.2
公 務 員	389	113	29	7.5	25.7	2.2
教 員	38	19	2	5.3	10.5	0.1
教育・学習支援者	64	19	3	4.7	15.8	0.2
学 生	5,016	1,495	750	15.0	50.2	56.1
専修学校・ 各種学校受講生	1,356	563	171	12.6	30.4	12.8
無 職	1,872	625	185	9.9	29.6	13.8
そ の 他	643	203	26	4.0	12.8	1.9
合 計	12,532	3,792	1,337	10.7	35.3	100.0

(注1) 第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。

(注2) 合格者構成比の合計欄の値は、端数処理の関係で各区分の合計と一致しない。

5. 財務局別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
北 海 道	245	62	20	8.2	32.3	1.5
東 北	344	96	19	5.5	19.8	1.4
関 東	7,582	2,297	822	10.8	35.8	61.5
北 陸	137	37	5	3.6	13.5	0.4
東 海	739	249	88	11.9	35.3	6.6
近 畿	2,396	777	318	13.3	40.9	23.8
中 国	232	58	15	6.5	25.9	1.1
四 国	153	39	12	7.8	30.8	0.9
九 州	142	38	5	3.5	13.2	0.4
福 岡	496	124	27	5.4	21.8	2.0
沖 縄	66	15	6	9.1	40.0	0.4
合 計	12,532	3,792	1,337	10.7	35.3	100.0

試験結果の概要

(令和2年公認会計士試験第I回短答式試験)

(1) 願書提出者数

9,393人

うち 欠席者 2,148人 (注)

(注) 受験予定科目全てを欠席した者を指す

(2) 答案提出者数

7,245人

(3) 合格者数

1,139人

・ 総点数の57%以上を取得した者

(4) 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		38.9%
科目別	財務会計論	33.8%
	管理会計論	34.5%
	監査論	48.2%
	企業法	44.2%

令和元年度（平成31年度）の講演会の開催状況

(1) 大学生等を対象とする講演

開催日	場所	講師
令和元年5月13日	弘前大学	青森県 松井委員
5月23日	福島大学	福島県 櫻井会長
6月6日	東北学院大学	宮城県 櫻井会長
6月18日	愛知学院大学	愛知県 松井委員
6月19日	昭和女子大学	東京都 櫻井会長・検査官
6月19日	立命館大学	大阪府 松井委員
7月4日	金沢大学	石川県 櫻井会長
7月4日	東北大学	宮城県 松井委員
9月13日	朝日大学	岐阜県 櫻井会長
9月27日	福岡大学	福岡県 櫻井会長
10月17日	九州大学	福岡県 櫻井会長
10月31日	信州大学	長野県 櫻井会長
11月1日	同志社大学	京都府 松井委員
11月6日	熊本学園大学	熊本県 櫻井会長
11月14日	北海道大学	北海道 櫻井会長
12月2日	京都産業大学	京都府 櫻井会長
1月14日	富山大学	富山県 松井委員
1月17日	立命館アジア太平洋大学	大分県 松井委員
1月22日	松山大学	愛媛県 櫻井会長

(2) 高校生を対象とする講演

開催日	場所	講師
令和元年9月13日	岐阜県内商業高校（7校） （※上記朝日大学での講演に参加）	岐阜県 櫻井会長
10月4日	大阪ビジネスフロンティア高等学校	大阪府 櫻井会長

令和元年5月14日
金融庁/公認会計士・監査審査会

第19回監査監督機関国際フォーラム（ギリシャ会合）について

第19回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が下記のとおり開催され、公認会計士・監査審査会からは、櫻井会長が参加し、最近の監査監督に関する議論に参画し、各監査監督当局と意見交換を実施しました。概要につきましては、IFIAR事務局によるプレスリリース（ステークホルダー・アナウンスメント）をご参照ください。

記

1. 日程・開催場所

平成31年4月30日（火）～令和元年5月2日（木）
ギリシャ

2. 参加者

55のメンバー（各国・地域の監査監督機関）から、50の国・地域が本会合に参加

オブザーバー

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、金融安定理事会（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、世界銀行（WB）、公益監視委員会（PIOB） 計6国際機関

議長

ブライアン・ハント加公共会計責任委員会（CPAB）顧問

3. 主な議題

正副議長及び代表理事会選出理事国・地域の選任
監査法人のグローバルCEO等との監査品質に関する議論
監査や監査監督当局のあり方に関する議論
基準設定主体との国際的な基準設定に関する議論 等

4. プレスリリース

 [\(原文\)](#) ・  [\(仮訳\)](#)

IFIARやその活動に関する更なる情報は、IFIARウェブサイト (www.ifiar.org) を参照されたい。

お問い合わせ先

金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室
公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室
Tel : 03-3506-6000（代表）（内線2432）

プレスリリース (仮訳)

2019年5月3日

東京、日本

監査監督機関国際フォーラムが、2019年4月30日－5月2日にギリシャで開催された年次総会にて、進化する監査の世界(The Evolving World of Audit)について議論

4月30日－5月2日、ギリシャ会計監査基準監督委員会(HAASOB)の主催により、当地において監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)の2019年年次総会が開催された。

「監査監督をグローバルに強化し、投資家を含む公益に資するというIFIARのミッションを踏まえた上で、いくつかの国々で監査の未来と意義が議論されている現状に鑑み、『進化する監査の世界』がテーマに選定された」とIFIAR議長のブライアン・ハントは述べた。「年次総会は、メンバーがこれらの差し迫った課題へのアプローチについて理解を深め、共同で分析する絶好の機会である。」

総会は、監査業界及び監査監督当局が直面している現在の課題について、対応する各国当局の直接体験を踏まえた教訓や、各国で提案されている改革案の分析を含む事項を議論するパネルで始まった。この議論は、たとえこれらの国が直面する課題が全てのIFIARメンバー国に存在しているわけではなくても、得られた教訓は全ての国にとって価値があることを明らかにし、変化し続ける課題や機会に関する総会での更なる議論の方向性を明確に提示するものとなった。

また、監査人と監査当局に対する投資家の期待についての基調講演が、投資家フォーラムのコンサルタントを務める独立した投資専門家であり、英国における監査の品質と有効性に係るBrydon Review(ブライドン・レビュー)のメンバーでもあるポール・リー氏により行われた。

グローバルCEO

IFIARは監査品質を重視しており、IFIARと大手グローバル監査法人ネットワークとの定期的な対話が必要である。6大ネットワーク(BDO、デロイト、EY、グラントソントン、KPMG、PwC)のリーダーを年次総会に招き、IFIARメンバーと対話するとともに、グローバルな監査品質の向上に向けた現在の取組の詳細を聴取した。議論されたテーマには、監査法人のカルチャー(多様性を含む)、スタッフの採用・維持に関する課題、全ての利害関係者の取組を通じて縮められるべき監査に係る期待ギャップ、各ファームによる監査品質のモニタリングと測定、高品質な企業情報開示と監査を実現するための効果的な財務報告のエコシステム(循環構造)の必要性などが含まれた。

投資家その他利害関係者及び基準設定主体

投資家や監査委員会の代表者、その他の主な利害関係者により構成される投資家・その他利害関係者ワーキンググループのアドバイザリーグループによるパネルディスカッションが行われた。同パネルでは、財務報告のエコシステムにおける監査委員会の役割に関する現在の見解が示された。

会合出席者は、IAASB(国際監査・保証基準審議会)の議長及びIESBA(国際会計士倫理基準審議会)の議長から、現在の活動や作業計画に係る説明を受けた。また、両者は、IFIARとの継続的な対話が実り多いものであること、意見募集にあたり、IFIARの基準調整ワーキンググループから有益なコメントを得ていることを強調した。

IFIARオフィサー及び代表理事国選挙

2019年年次総会をもって、IFIARで10年以上にわたり様々な役職を務めてきたブライアン・ハントIFIAR議長の任期が終了となった。IFIARは、ブライアンのリーダーシップとIFIARにおける役割に費やしてきた労力に感謝の意を表した。新たなIFIAR議長・副議長を選出するための選挙が行われ、フランク・シュナイダー氏(スイス・FAOA)が新議長に、ドゥエイン・デスパーティ氏(米・PCAOB)が副議長に選出された。

また、今回の年次総会においては、IFIAR代表理事会理事であるノルウェー(FSA)及び韓国(FSC/FSS)の任期が終了した。新たにブラジル(CVM)・台湾(FSC)・ギリシャ(HAASOB)・トルコ(CMB/POA)が4年の任期で代表理事国に選出され、アブダビ(ADAA)・豪(ASIC)・加(CPAB)・仏(H3C)・独(AOB)・日(CPAAOB/FSA)・蘭(AFM)・シンガポール(ACRA)・南ア(IRBA)・スイス(FAOA)・英(FRC)・米(PCAOB)と共に、代表理事会は16か国で構成されることになった。

IFIARについて

監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)は、2006年に組織され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの55の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。

監査品質の向上は、IFIARのミッションの中核に位置づけられる。我々の戦略は、世界中の監査に関連する事項に対し積極的に影響を及ぼし、また、監査品質と規制監督に関して国際的な対話を形成することである。

IFIARは、監査を取り巻く環境や監査法人に対する検査・執行実務、監査委員会とのやり取り、監査品質指標プログラム、監査法人のカルチャーレビュー及び全般的な監査市場から得られる実務的な経験や洞察について、情報交換を行うためのプラットフォームをメンバーに提供している。監査品質及び監査監督に影響を与えるこの集合知は、持続的で高品質な監査を推進していく上で必要不可欠である。同様に重要なこととして、IFIARは、大手監査法人のグローバルネットワーク、国際基準設定主体、監査委員会、機関投資家、その他監査品質に関心を有する国際機関と協調的で持続的な対話を行う唯一のフォーラムである。

監査監督機関国際フォーラムによる 検査指摘率削減の取組結果の公表について

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、この度、グローバル監査品質ワーキング・グループ（GAQWG）が2015年（平成27年）から実施してきた、検査指摘率削減の取組結果を公表しました。

本取組は、同WGとGPPCネットワーク（注）が、同WGメンバー国におけるメンバーファームに対する検査の指摘率を、2019年（令和元年）までの4年間で25%削減することを目標としたものです。

詳細につきましては、公表文をご覧ください。

（注）BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG及びPricewaterhouseCoopers。

・ [プレスリリース（原文）](#)（PDF） ・ [（仮訳）](#)（PDF）

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室
金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室
Tel:03-3506-6000（代表）（内線2415）

プレスリリース（仮訳）

IFIAR による調査の結果、2015 年以降で検査指摘率が 21%減少。監査品質の継続的な向上が重要と強調

2020 年 1 月 30 日

55 の国・地域の独立した監査監督当局で構成される監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、同フォーラムのグローバル監査品質ワーキング・グループ（GAQ WG）^{1,2}が設定した目標に照らして検査指摘率を測定する、2015 年からの取組の結果を、本日公表した。

2015 年、それ以前の調査において、持続的に検査指摘率が高くなっていたことへの対応として、GAQ WG とグローバルな監査法人ネットワーク（GPPC）³が、GAQ WG メンバー当局の上場 PIE に係る検査において 1 つ以上の指摘のあった個別監査業務の割合（検査指摘率）を、4 年間で少なくとも 25%削減するという目標を設定した。当時、GAQ WG メンバー当局の検査において、1 つ以上の指摘のあった GPPC メンバーファームの監査の割合は 39%であり、最低限 25%の削減目標の達成には、2019 年調査における検査指摘率を 29%以下にする必要があった。

2019 年調査によれば、GPPC 全体で、1 つ以上の指摘⁴のあった監査業務の割合は 4 年間で 21%削減され、検査指摘率は 31%となった。IFIAR は、検査指摘率が減少した結果に勇気づけられているものの、削減目標が達成できず、検査指摘率も依然として高いことには失意を抱いている。さらに、削減は全ての国で認められたわけではない。IFIAR は、GPPC に対し、引き続き監査品質の更なる向上と高品質な監査の一貫性ある実施に焦点を当てるとともに、監査品質の更なる向上のための取組の特定と実施を継続するよう求める。なお、こうした取組には、監査品質向上に対する効果が認められている既存の取組に加え、新たなものも含まれる。

GAQ WG と GPPC は、検査指摘率の更なる削減を目指した新たな取組について合意している。最初の取組と同様、新しい取組でも 4 年間で 25%の削減

¹ 目標設定当時の GAQ WG メンバーは、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、オランダ、シンガポール、英国、米国。

² 本取組は、各メンバー当局の検査に関する IFIAR の調査で収集された情報に基づく。調査において、個別監査業務検査の指摘事項は、上場された PIE（PIE（Public Interest Entities）とは、社会的影響度の高い事業体を指す。主に上場企業及び金融機関）に係るデータのみを収集している。調査の詳細については、本プレスリリースの「検査指摘事項調査について」のセクションを参照。

³ 各 GPPC ネットワークは、世界の国や地域で別々に運営されている監査法人（メンバーファーム）のグループで構成されている。GPPC ネットワークは、Global Public Policy Committee（GPPC）に参加している。具体的な構成メンバーは、以下のとおり：BDO International Limited、Deloitte Touche Tohmatsu Limited、Ernst & Young Global Limited、Grant Thornton International Limited、KPMG International Cooperative、及び PricewaterhouseCoopers International Limited。

⁴ IFIAR は、全ての国における検査指摘率削減への期待を表明していたが、GPPC ネットワークと GAQ WG は定期的に全員参加の対話を行っており、これが本取組の円滑なモニタリングを可能とするものであったことから、25%削減目標は GAQ WG メンバー国の検査結果に限定された。本取組の詳細については、2015 年検査指摘事項報告書のプレスリリースを参照。

を目指すこととし、2019年調査のデータを基準値、2023年調査の結果を最終値として用いる。2015年～2019年の削減目標がGAQ WGメンバー当局のみの検査結果に基づくものだったのに対し、2019年～2023年の取組について、IFIARの全メンバー国の約半数が取組への参加を選択しているのは、喜ばしいことである。

2019年調査に関する総括的な報告書は、2020年初頭に公表する予定。

検査指摘事項調査について

IFIARは、メンバー当局の監査事務所に対する検査における指摘事項について、年次で調査を行っている。本調査においては、検査指摘事項とは、監査基準の要件を充たす上での重要な不備を指す。調査結果は、IFIARメンバー当局の直近の検査周期に発出された報告書に基づく。そのため、本調査は遅行指標であり、必ずしも現在の監査業務の状況を反映しているものではないことに留意が必要である。検査指摘事項は、監査品質の向上の進捗を測る唯一の指標ではないものの、本調査の情報は、監査実務に係る議論の有用な基準点となり得る。個別監査業務の検査における指摘事項は、必ずしも監査された財務諸表に虚偽表示があることを示唆するものではない。とはいえ、検査指摘事項は、監査事務所が監査意見を裏付けるのに十分な監査証拠を入手していないことを示すものであり、監査事務所は監査基準を遵守した監査を一貫して実施することが求められる。年次の検査指摘事項調査の結果概要を含む、更なる情報については、IFIARウェブサイトを参照のこと。

IFIARについて

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、2006年に設立され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの55の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。その使命は、グローバルに監査品質を向上することにより、投資家を含む公益に資することである。IFIARは、世界中の監査品質や規制実施について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動における協調を促している。IFIARの公式のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事会（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）及び世界銀行である。IFIARに関する更なる情報については、IFIARウェブサイト（www.ifiar.org）を参照されたい。

IFIAR Observes 21% Decrease in Audits with Inspection Findings since 2015; Emphasizes Importance of Continued Improvement in Audit Quality

New Metric Announced to Measure Progress through 2023

January 30, 2020

The International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR), a global membership organization of 55 independent audit regulators, today announced the results of an initiative begun in 2015 to measure the frequency of inspection findings against a goal established by IFIAR's Global Audit Quality Working Group (GAQ WG).^{1, 2}

In 2015, in response to prior surveys revealing a persistently high rate of audits inspected with findings, the GAQ WG and the largest global audit firm networks (the "GPPC networks")³ set a goal for the GPPC networks to reduce by at least 25% over a four-year period the rate of listed PIE audits inspected by the GAQ WG members that had one or more findings.⁴ At that time, 39% of the GPPC networks' member firms' audits inspected by the GAQ WG members had at least one finding; the 25% minimum reduction target therefore equated to 29% or less of inspected audits with findings as of the 2019 survey.

The 2019 survey data indicates that the GPPC networks collectively achieved a 21% reduction over four years in the frequency of audits inspected with findings, resulting in 31% of inspected audits with findings. While IFIAR is encouraged by this decrease, it is disappointed that the reduction target was not met and that the overall frequency of inspection findings remains too high. Furthermore, the reduction was not experienced in all jurisdictions. IFIAR urges the GPPC networks to maintain focus on further improving audit quality and ensuring consistent execution of high quality audits, and to continue to identify and implement initiatives to further improve audit quality.

¹ The GAQ WG at that time included the IFIAR members from Australia, Canada, France, Germany, Japan, Netherlands, Singapore, United Kingdom and United States.

² This initiative is based on data collected by IFIAR through an annual survey of its members' respective inspection programs. With respect to findings from inspections of individual audit engagements, the survey collects data only related to audits of listed public interest entities (PIE). See the "About the Survey" section of this announcement for additional details about IFIAR's annual survey.

³ Each of the GPPC networks is comprised of a group of legally separate firms operating locally in countries or regions around the world. The GPPC networks participate in the Global Public Policy Committee (GPPC), represented by the following entities: BDO International Limited, Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Ernst & Young Global Limited, Grant Thornton International Limited, KPMG International Cooperative, and PricewaterhouseCoopers International Limited.

⁴ Though IFIAR communicated an expectation of fewer inspection findings in all jurisdictions, the 25% reduction goal was limited to the GAQ WG members' inspection results, as the GPPC networks and the GAQ WG members engage in a regular, collective dialogue that facilitated monitoring the initiative. For more information about this initiative, see its announcement in the [2015 Survey Report Press Release](#).

This would include actions that have had a proven positive effect on audit quality, as well as new initiatives.

The GAQ WG and the GPPC networks have agreed to a new metric aimed at a further reduction in the ratio of listed PIE audits inspected with one or more findings. Consistent with the original reduction initiative, the new metric seeks a 25% reduction measured over four years, using the 2019 survey data as the baseline and the 2023 survey as the final measurement. While the 2015-2019 reduction metric was based only on the GAQ WG members' inspection results, IFIAR is pleased that nearly half of its collective membership have elected to participate in the new 2019-2023 metric.

IFIAR will publish a comprehensive report on the 2019 survey in early 2020.

About the Survey

IFIAR conducts an annual survey of the findings from its members' individual inspections of audit firms. For purposes of the survey, an inspection finding relates to a significant deficiency in satisfying the requirements of auditing standards. The survey results are derived from inspection reports issued during IFIAR members' most recent reporting period. It is important to note that the survey is a lagging indicator and may not reflect the current state of audit performance. While inspection findings are not the sole measure of progress in audit quality, the survey's information provides a useful point of reference for discussions about audit performance. Findings from inspections of individual audit engagements do not necessarily indicate that the audited financial statements are misstated. Nonetheless, an inspection finding indicates that the audit firm did not obtain sufficient audit evidence to support its opinion and audit firms are required to conduct audits consistently in accordance with auditing standards. More information about the survey, including reports summarizing the annual survey results, is found on IFIAR's [website](#).

About IFIAR

Established in 2006, the International Forum of Independent Audit Regulators comprises independent audit regulators from 55 jurisdictions representing Africa, North America, South America, Asia, Oceania, and Europe. Our mission is to serve the public interest, including investors, by enhancing audit oversight globally. IFIAR provides a platform for dialogue and information-sharing regarding audit quality matters and regulatory practices around the world; and promotes collaboration in regulatory activity. IFIAR's official observer organizations are the Basel Committee on Banking Supervision, the European Commission, the Financial Stability Board, the International Association of Insurance Supervisors, the International Organization of Securities Commissions, the Public Interest Oversight Board and the World Bank. For more information about IFIAR, visit www.ifiar.org

監査監督機関国際フォーラムによる 「2019年検査指摘事項報告書」の公表について

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、メンバー国の監査監督当局を対象に、2019年（令和元年）夏、8回目となる検査指摘事項調査を実施しました。この度、その結果を取りまとめた「2019年検査指摘事項報告書」（原題：Survey of Inspection Findings 2019）を公表しました。

なお、公認会計士・監査審査会事務局は、本報告書の取りまとめを行う作業チームに参画しており、引き続き当該取組みに貢献してまいります。

詳細につきましては、以下をご覧ください。

- ▶ [プレスリリース（原文）](#) [\(PDF\)](#)  ・ [（仮訳）](#) [\(PDF\)](#) 
- ▶ [「2019年検査指摘事項報告書」](#) [（原文）](#) [\(PDF\)](#) 

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室
金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室
Tel : 03-3506-6000（代表）（内線2415）

プレスリリース（仮訳）

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が第8回 検査指摘事項調査の報告書を公表

2020年2月17日

本日、IFIAR は、6大グローバル監査法人ネットワークに加盟している監査法人に対して、IFIAR メンバー当局が個別に行った検査に基づく8回目の年次検査指摘事項調査の結果に係る報告書を公表した。IFIAR は、法人全体の品質管理態勢に対する検査、及び、個別監査業務に対する検査の2種類の活動に係る情報を収集した。

2019年調査へのIFIAR メンバー当局の報告によると、検査を行った個別監査業務のうち、1つ以上の指摘があったものは33%だった。それに対し、2018年調査では37%、指摘率を初めて計測した2014年調査では47%であった。IFIAR は、この減少のトレンドに勇気づけられている一方、現在も指摘率が引き続き高いことから、GPPC¹とそのメンバーファームに対し、監査業務の改善のための取組を継続するよう求める。

本調査結果は、監査法人による監査品質改善の進捗を厳密に測定するものではなく、変化を検討する唯一の要因でもない。IFIAR メンバー当局の検査はリスクベースの手法を取っているため、年間を通じて、必ずしも全ての監査事務所や品質管理項目、全保証業務の代表的なサンプルを選んでいるわけではない。監査品質を総合的に評価するには、検査を通じて特定・報告された不備の数を越えた、様々な要素を検討する必要がある。

監査品質を向上させる責任は監査法人にあるが、IFIAR は、様々な活動を通じて、グローバルに一貫した高品質な監査に向けた進歩に影響を与えようとしている。IFIAR は、監査法人が継続的に改善のサイクルを回し続けることを促している。それは今までも、これからも、GPPC との対話やIFIAR メンバー間での知見の共有における、IFIAR の突出した特徴であり続ける。

検査指摘事項に関する情報を充実させるため、2019年調査においては、検査を受けた監査法人、被監査会社の監査委員会・ガバナンス責任者、一般への検査結果の通知や公表に関する情報を収集した。2019年調査には、49カ国のIFIAR メンバー当局が参加した。

検査指摘事項調査について

IFIAR の年次検査指摘事項調査は、監査法人の品質管理態勢及びシステム上重要な金融機関（SIFIs）を含む上場PIEs（社会的影響度の高い事業体）の監査について、IFIAR メンバー当局の主な検査結果をまとめたものである。

¹（公認会計士・監査審査会事務局注）GPPC：BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG 及び PricewaterhouseCoopers。

PIE 監査における検査指摘事項は、監査事務所が監査意見を裏付けるのに十分かつ適切な監査証拠を入手していなかったことを示す、監査手続上の不備である。しかし、必ずしも当該財務諸表に重要な虚偽表示があることを示唆するものではない。

IFIAR について

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、2006年に設立され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの55の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。その使命は、グローバルに監査品質を向上することにより、投資家を含む公益に資することである。IFIARは、世界中の監査品質や規制実施について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動における協調を促している。IFIARの公式のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事会（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）及び世界銀行である。IFIARに関する更なる情報については、IFIARウェブサイト（www.ifiar.org）を参照されたい。

IFIAR Releases Report on Eighth Annual Survey of Audit Inspection Findings

February 17, 2020

IFIAR released today a report on the results of its eighth annual survey of inspection findings arising from its member regulators' individual inspections of audit firms affiliated with the six largest global audit firm networks. IFIAR collected information about two categories of activities: inspections performed on firm-wide systems of quality control and inspections of individual audit engagements.

IFIAR members reported in the 2019 survey that 33% of audit engagements inspected had at least one finding, compared to 37% in the 2018 survey and to 47% in the first survey capturing this percentage (2014 survey). While encouraged by the downward trend, IFIAR urges the GPPC networks and their member firms to continue efforts to achieve improved audit performance as the current rates remain high.

The survey results do not measure precisely – and are not the sole factor when considering developments in – firms' progress in improving audit quality. Members' inspection processes follow a risk-based methodology and are not necessarily intended to select a representative sample of all firms, firms' quality control elements or all assurance work throughout the year. A comprehensive evaluation of audit quality involves consideration of various factors beyond numerical information about deficiencies identified and reported over the course of an inspection.

While responsibility for improving audit quality rests with audit firms, IFIAR seeks to influence progress towards consistent, high quality audits globally through various activities. IFIAR encourages audit firms to execute on an ongoing cycle of continuous improvement, a topic that has been – and will remain – a prominent aspect of IFIAR's dialogue with the GPPC networks and knowledge sharing among IFIAR members.

To augment the survey's information about inspection findings, in the 2019 survey IFIAR collected information about its members' practices with respect to reporting the results of inspections to the inspected audit firms, audit committees / those charged with governance, and the public. 49 IFIAR members contributed to the 2019 survey.

About the Survey

IFIAR's annual Inspection Findings Survey collects data on key results from IFIAR Members' inspections of audit firms' systems of quality control and audits of listed public interest entities (PIEs), including systemically important financial institutions (SIFIs). Inspection findings for PIE audits are deficiencies in audit procedures that indicate that the audit firm did not obtain sufficient appropriate audit evidence to support its opinion, but do not necessarily imply that those financial statements are also materially misstated.

About IFIAR

Established in 2006, the International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR) comprises independent audit regulators from 55 jurisdictions representing Africa, North America, South America, Asia, Oceania, and Europe. Our mission is to serve the public interest, including investors, by enhancing audit oversight globally. IFIAR provides a platform for dialogue and information-sharing regarding audit quality matters and regulatory practices around the world; and promotes collaboration in regulatory activity. IFIAR's official observer organizations are the Basel Committee on Banking Supervision, the European Commission, the Financial Stability Board, the International Association of Insurance Supervisors, the International Organization of Securities Commissions, the Public Interest Oversight Board and the World Bank. For more information about IFIAR, visit www.ifiar.org.

IFIAR 本会合開催実績

	期 間	場 所	参 加 当 局
第 1 回	平成 19 年 3 月 22・23 日	東京	22 か国・地域
第 2 回	平成 19 年 9 月 24・25 日	トロント	21 か国・地域
第 3 回	平成 20 年 4 月 9～11 日	オスロ	22 か国・地域
第 4 回	平成 20 年 9 月 22～24 日	ケープタウン	21 か国・地域
第 5 回	平成 21 年 4 月 27～29 日	バーゼル	30 か国・地域
第 6 回	平成 21 年 9 月 14～16 日	シンガポール	29 か国・地域
第 7 回	平成 22 年 3 月 22～24 日	アブダビ	30 か国・地域
第 8 回	平成 22 年 9 月 27～29 日	マドリッド	37 か国・地域
第 9 回	平成 23 年 4 月 11～13 日	ベルリン	34 か国・地域
第 10 回	平成 23 年 9 月 26～28 日	バンコク	29 か国・地域
第 11 回	平成 24 年 4 月 16～18 日	釜山	32 か国・地域
第 12 回	平成 24 年 10 月 1～3 日	ロンドン	39 か国・地域
第 13 回	平成 25 年 4 月 15～17 日	ノールドワイク	42 か国・地域
第 14 回	平成 26 年 4 月 7～9 日	ワシントン D. C.	44 か国・地域
第 15 回	平成 27 年 4 月 21～23 日	台北	38 か国・地域
第 16 回	平成 28 年 4 月 19～21 日	ロンドン	48 か国・地域
第 17 回	平成 29 年 4 月 4～6 日	東京	47 か国・地域
第 18 回	平成 30 年 4 月 17～19 日	オタワ	47 か国・地域
第 19 回	平成 31 年 4 月 30 日 ～令和元年 5 月 2 日	ギリシャ	50 か国・地域

(注)平成 25 年以降、本会合は年 1 回の開催とし、別途オフィサー、諮問委員会メンバー及びワーキング・グループ議長等による中間会合を開催。

IFIAR 検査ワークショップ開催実績

	期 間	場 所	参 加 当 局
第 1 回	平成 19 年 5 月 30・31 日	アムステルダム	22 か国・地域
第 2 回	平成 20 年 1 月 29・30 日	ベルリン	20 か国・地域
第 3 回	平成 21 年 2 月 11～13 日	ストックホルム	25 か国・地域
第 4 回	平成 22 年 2 月 9～12 日	パリ	31 か国・地域
第 5 回	平成 23 年 2 月 23～25 日	ワシントン D. C.	30 か国・地域
第 6 回	平成 24 年 3 月 5～7 日	アブダビ	32 か国・地域
第 7 回	平成 25 年 3 月 4～6 日	チューリッヒ	38 か国・地域
第 8 回	平成 26 年 3 月 10～12 日	クアラルンプール	36 か国・地域
第 9 回	平成 27 年 3 月 2～4 日	ロンドン	37 か国・地域
第 10 回	平成 28 年 2 月 22～24 日	アブダビ	34 か国・地域
第 11 回	平成 29 年 2 月 8～10 日	アテネ	41 か国・地域
第 12 回	平成 30 年 2 月 20～22 日	コロンボ	41 か国・地域
第 13 回	平成 31 年 3 月 6～8 日	パリ	47 か国・地域
第 14 回	令和 2 年 2 月 4～6 日	ワシントン D. C.	40 か国・地域

日本 IFIAR ネットワーク 会員

【会計監査税務】

- 日本監査研究学会
- 日本監査役協会
- 日本公認会計士協会
日本税理士会連合会
- 日本内部監査協会

【経済界】

- 経済同友会
- 日本経済団体連合会

【金融資本市場】

- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会（I B A）
- 信託協会
- 生命保険協会
- 全国銀行協会
- 第二種金融商品取引業協会
- 投資信託協会
- 日本証券アナリスト協会
- 日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本投資顧問業協会
- 日本取引所グループ
- 日本 I R 協議会

【その他】

- 日本弁護士連合会

【オブザーバー】

- 東京都

計 22 団体

（注 1）各分類内で 50 音順

（注 2）○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計 9 会員。



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>